

令和6年12月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官  
令和5年（ワ）第70425号 特許権侵害差止等請求事件  
口頭弁論終結日 令和6年9月30日

判 決

5

|               |   |                     |
|---------------|---|---------------------|
| 原             | 告 | S . R I D E 株 式 会 社 |
| 同訴訟代理人弁護士     | 吉 | 田 和 彦               |
| 同             | 奥 | 村 直 樹               |
| 同             | 岸 | 慶 憲                 |
| 同訴訟代理人弁理士     | 工 | 藤 嘉 晃               |
| 同 補 佐 人 弁 理 士 | 林 | 陽 和                 |
| 被             | 告 | G O 株 式 会 社         |
| 同訴訟代理人弁護士     | 大 | 野 浩 之               |
| 同             | 多 | 田 宏 文               |

10

15

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

20

- 1 被告は、別紙被告プログラム目録記載のプログラムを作成し、使用し、譲渡等（譲渡、貸渡し、電気通信回線を通じた提供をいう。）し、譲渡等の申出をしてはならない。
- 2 被告は、別紙被告プログラム目録記載のプログラムを抹消せよ。

第2 事案の概要

25

原告は、別紙特許権目録記載の特許（以下「本件特許」といい、本件特許に係る特許権を「本件特許権」という。また、本件特許の願書に添付された明細

書を「本件明細書」といい、本件明細書及び図面を併せて「本件明細書等」という。)を保有している。

本件は、原告が、別紙被告プログラム目録記載のプログラム（以下「被告プログラム」という。）を作成、使用、譲渡等する被告に対し、当該作成等の行為が本件特許権の侵害を構成するとして、特許法100条1項に基づき被告プログラムの製造販売行為等の差止めを求めるとともに、同条2項に基づき被告プログラムの廃棄を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲各証拠〔枝番の記載は特に付記する場合を除き省略する。〕及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実をいう。）

(1) 当事者

原告は、一般乗用旅客自動車運送事業者等に向けた配車ソフトウェア・システムの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸及び運営等を行う株式会社である（弁論の全趣旨）。

被告は、インターネットを利用したサービス、システム及びアプリケーション企画、開発、運用、導入に関するコンサルティング及び保守サービス業務等を目的とする株式会社である。

(2) 原告の特許権（甲1、2）

原告は、本件特許権を有している。

(3) 本件特許に係る特許請求の範囲（甲2）

本件特許の特許請求の範囲の請求項8の記載は、次のとおりである（以下、請求項8に記載された発明を「本件発明」という。）。

コンピュータに、

所定のアプリケーションを記憶し、

前記アプリケーションで提供されるサービスに関する情報を管理し、

他の装置から受信した前記サービスを登録するためのデータを取得し、

取得された前記データに基づき、前記アプリケーションの処理により前記サービスを登録し、

登録された前記サービスに関する情報を生成し、

前記アプリケーションによりコマンドが処理されることで生成される前記サービスに関する情報の表示を制御する

ステップを含む処理を実行させるためのプログラム。

(4) 本件発明の構成要件

本件発明を構成要件に分説すると、次のとおりである。

A：コンピュータに、所定のアプリケーションを記憶し、

B：前記アプリケーションで提供されるサービスに関する情報を管理し、

C：他の装置から受信した前記サービスを登録するためのデータを取得し、

D：取得された前記データに基づき、前記アプリケーションの処理により前記サービスを登録し、

E：登録された前記サービスに関する情報を生成し、

F：前記アプリケーションによりコマンドが処理されることで生成される前記サービスに関する情報の表示を制御する

G：ステップを含む処理を実行させるためのプログラム。

(5) 被告の行為及び被告プログラムの構成（甲 3、4、弁論の全趣旨）

被告は、被告プログラムを作成し、電気通信を通じた提供をしており、被告プログラムは、本件発明の構成要件 A を充足する。

(6) 先行文献

本件特許の出願日より前に、以下の刊行物が存在した。

ア 平成 21 年（2009 年）1 月 24 日に販売開始された FOMA 端末 docomo PRIME series F-03A の取扱説明書（乙 1。以下「乙 1 文献」

といい、これに記載された発明のうち、iD アプリに関するものを「乙 1-1 発明」、モバイル Suica 登録用 i アプリに関するものを「乙 1-

2 発明」、マクドナルドトクするアプリに関するものを「乙 1－3 発明」、  
おサイフケータイに関するものを「乙 1－4 発明」という。上記「docomo  
P R I M E series F－0 3 A」につき乙 2 参照)

5 イ 発明の名称「電子マネーシステム、および、サービス提供用サーバ」に  
関する特開 2 0 0 7－1 7 9 2 5 8 号（乙 7。以下「乙 7 公報」といい、  
これに記載された発明を「乙 7 発明」という。）

ウ 発明の名称「電子決済システム、電子決済サーバ、移動体通信端末、並  
びに電子決済方法」に関する特開 2 0 0 8－2 9 3 4 9 1 号（乙 8。以下  
「乙 8 公報」といい、これに記載された発明を「乙 8 発明」という。）

10 エ 発明の名称「デジタル音楽コンテンツを携帯無線コンピューティング装  
置にダウンロードし且つ使用することを可能にする方法」に関する特表 2  
0 0 9－5 3 6 4 8 2 号（乙 9。以下「乙 9 公報」といい、これに記載さ  
れた発明を「乙 9 発明」という。）

## 2 争点

15 なお、原告は、訂正の再抗弁を主張していたものの、令和 6 年 5 月 2 3 日付  
けで訂正審判請求を取り下げたため、訂正後の発明に係る主張は全て撤回した  
(第 3 回弁論準備手続調書参照)。

### (1) 構成要件充足性 (争点 1)

20 ア 「前記アプリケーションで提供されるサービス」(構成要件 B) の充足  
性 (争点 1－1)

イ 「前記サービスを登録」(構成要件 C)、「前記サービスを登録」(構  
成要件 D)、「前記サービスに関する情報を生成」(構成要件 E)、「生  
成される前記サービス」(構成要件 F)、「ステップを含む」(構成要件  
G) の充足性 (争点 1－2)

25 ウ 「前記サービスを登録するためのデータ」(構成要件 C) の充足性 (争  
点 1－3)

エ 「前記アプリケーションの処理により」 (構成要件D) の充足性 (争点 1 - 4)

オ 「前記サービスに関する情報」 (構成要件E、F) の充足性 (争点 1 - 5)

5 (2) 無効理由の有無 (争点 2)

ア 乙 1 文献に基づく無効理由 (争点 2 - 1)

(ア) 乙 1 - 1 発明に基づく新規性、進歩性の有無 (争点 2 - 1 - 1)

(イ) 乙 1 - 2 発明に基づく新規性、進歩性の有無 (争点 2 - 1 - 2)

(ウ) 乙 1 - 3 発明に基づく新規性、進歩性の有無 (争点 2 - 1 - 3)

10 (エ) 乙 1 - 4 発明に基づく新規性、進歩性の有無 (争点 2 - 1 - 4)

イ 公然実施の有無 (争点 2 - 2)

ウ 乙 7 発明を主引例とする新規性、進歩性の有無 (争点 2 - 3)

エ 乙 8 発明を主引例とする新規性、進歩性の有無 (争点 2 - 4)

オ 乙 9 発明を主引例とする新規性、進歩性の有無 (争点 2 - 5)

15 カ サポート要件違反の有無 (争点 2 - 6)

### 第 3 争点に対する当事者の主張

1 争点 1 - 1 (「前記アプリケーションで提供されるサービス」〔構成要件 B〕の充足性) について

(原告の主張)

20 (1) 被告プログラムの構成

被告プログラムは、別紙「被告プログラム説明書 (原告の主張)」記載の 1 (1) B' 又は 2 (1) B'' の構成を有する。

(2) 「前記アプリケーションで提供されるサービス」 (構成要件 B) の充足性

25 被告プログラムは「アプリケーション」に相当し、被告プログラムにおいて G o P a y に登録され、ユーザの用に供される支払サービスである d 払いは「サービス」に相当する。したがって、被告プログラムは、構成要件 B の

「前記アプリケーションで提供されるサービス」を充足する。

これに対し、被告は、本件発明における「サービス」とは、アプリケーションに含まれるサービスを意味する旨主張する。しかしながら、本件発明の特許請求の範囲の文言上、「提供されるサービス」と記載され、「サービス」の提供主体と「アプリケーション」の提供主体とが法的に同一でなければならないという限定はない。また、本件明細書等（【００３０】）の記載によると、各サービスが様々な主体によって提供されるものであることは、当業者のみならず一般人にとっても技術常識に属する事項である。以上によると、本件発明における「前記アプリケーションで提供されるサービス」とは、アプリケーションと各サービスが異なる法的主体によって提供される場合も当然に含まれるものである。

（被告の主張）

(1) 「前記アプリケーションで提供されるサービス」の意義

本件明細書（【００１４】）の記載によれば、本件発明における「サービス」とは、アプリケーションに含まれるサービスを意味すると解するべきである。

これに対し、原告は、アプリケーションとサービスが異なる法的主体によって提供される場合も含まれる旨主張する。しかしながら、本件明細書（【００１７】）の記載によれば、本件発明は、「ＵＩＣＣなどの所定の情報を管理する装置内の情報を、その情報を閲覧するためのビューワで正確に閲覧できるようにする」ことを、解決すべき必須の課題としている。上記のような課題が発生するには、上記の「サービス」はアプリケーションに含まれることが必要というべきである。

(2) 被告プログラムが構成要件を充足しないこと

d 払いは、株式会社ＮＴＴドコモ（以下「訴外ドコモ」という。）が独自に提供する支払サービスであり、被告プログラムに連携されて初めて利用可

5

能になるものである。そのため、被告プログラムが提供するサービスではないし、被告プログラムに含まれるサービスでもない。したがって、被告プログラムは、構成要件Bの「前記アプリケーションで提供されるサービス」を充足しない。なお、これは、原告が並列的に主張する携帯電話の機種変更時の態様（別紙「被告プログラム説明書（原告の主張）」記載2(1)参照）であっても同様である。

10

2 争点1-2（「前記サービスを登録」〔構成要件C〕、「前記サービスを登録」〔構成要件D〕、「前記サービスに関する情報を生成」〔構成要件E〕、「生成される前記サービス」〔構成要件F〕、「ステップを含む」〔構成要件G〕の充足性）について  
(原告の主張)

被告プログラムは、別紙「被告プログラム説明書（原告の主張）」記載1(1)C'ないしG'又は2(1)C''ないしG''の構成を有する。

15

別紙「被告プログラム説明書（原告の主張）」記載の写真12のとおり、被告プログラムにおいては、d払いが「支払い方法一覧」に記され、d払いの提供が実現可能となっているから、d払いが「登録」されているといえる。したがって、これを前提とした本件発明の構成要件CないしGを充足する。

(被告の主張)

20

本件明細書等（【0089】ないし【0091】、【0241】ないし【0245】、【0248】、【0251】ないし【0254】、【0257】、【0258】、【0302】、【0303】、【0320】ないし【0323】）

25

の記載を踏まえると、本件発明については、(i)アプリケーションの処理によりサービスの登録を行い、(ii)続いてアプリケーションによりコマンドが処理されることで生成されるサービスに関する情報であるサービス名を生成し、(iii)当該サービスに関する情報であるサービス名の表示を制御することが記載されている。これらの記載を考慮すると、①他の装置から受信した「前

記サービスを登録」（構成要件C）するためのデータを取得し、②取得された前記データに基づき、前記アプリケーションの処理により「前記サービスを登録」（構成要件D）し、③登録された「前記サービスに関する情報を生成」（構成要件E）し、④前記アプリケーションによりコマンドが処理されることで「生成される前記サービス」（構成要件F）に関する情報の表示を制御するという一連の「ステップを含む処理」（構成要件G）が解釈される必要がある。

しかしながら、被告プログラムにおいては、d払いが被告プログラムに連携されるだけであり、サービスを登録した上で、当該サービスに関する情報を生成するようなことは行っていない。したがって、上記の一連の処理は行われておらず、被告プログラムは構成要件CないしGを充足しない。

### 3 争点1－3（「前記サービスを登録するためのデータ」〔構成要件C〕の充足性）について

（原告の主張）

#### （1）被告プログラムの構成

被告プログラムは、別紙「被告プログラム説明書（原告の主張）」記載の1(1)C'又は2(1)C''の構成を有する。

#### （2）「前記サービスを登録するためのデータ」（構成要件C）の充足性

被告プログラムにおいて、d払い用サーバから受信したd払いを登録するためのデータ（セキュリティコード又は承諾番号若しくは両者）は、「他の装置から受信した前記サービスを登録するためのデータ」に相当する。したがって、被告プログラムは、構成要件Cを充足する。

これに対し、被告は、機種変更時の態様（前記2(1)C''の構成）について、「他の装置から受信」しているのは被告プログラムを登録するためのデータであり、d払いを登録するためのデータではない旨主張する。しかしながら、原告は、機種変更前のスマートフォンにおいて、上記のデータを取得する構成（別紙「被告プログラム説明書（原告の主張）」記載2(2)の写真7、8及



び1 1 参照) を被告プログラムの構成 ( 2 (1)C' ) ) として特定するものであるから、被告の上記主張は当たらない。

(被告の主張)

原告は、別紙「被告プログラム説明書 (原告の主張)」記載 2 (1)において、  
5 スマートフォンの機種変更を行ったときに被告プログラムのデータを引き継いで登録する際の構成を示しているが、このような態様において、被告プログラムが他の装置から受信しているのは、被告プログラムを登録するためのデータにすぎず、原告が「サービス」に相当すると主張する d 払いを登録するためのデータではない。よって、上記の構成では、構成要件 C を充足しない。  
10

4 争点 1 - 4 (「前記アプリケーションの処理により」〔構成要件 D〕の充足性) について

(原告の主張)

(1) 被告プログラムの構成

15 被告プログラムは、別紙「被告プログラム説明書 (原告の主張)」記載の 1 (1)D' 又は 2 (1)D' ) の構成を有する。

(2) 「前記アプリケーションの処理により」 (構成要件 D) の充足性

前記 3 のとおり、被告プログラムにおいて、d 払い用サーバから受信した d 払いを登録するためのデータ (セキュリティコード又は承諾番号若しくは  
20 両者) は、「取得された前記データ」 (構成要件 D) に相当する。また、被告プログラムは、上記データに基づいて d 払いを登録するための処理を実行するから、「前記アプリケーションの処理により」 (構成要件 D) を充足する。したがって、被告プログラムは構成要件 D を充足する。

これに対し、被告は、被告プログラムにおいては、被告プログラムの処理  
25 によってセキュリティコードが入力されるわけではないから、「前記アプリケーションの処理により」を充足しない旨主張する。しかしながら、本件発

明の特許請求の範囲は、ユーザによる操作の有無について限定を課していないから、仮にユーザの操作が介在したとしても「取得された前記データに基づき・・・前記サービスを登録」する以上、構成要件Dを充足する。

また、被告は、承諾番号はd払いを登録するために必要な情報ではない旨主張する。しかしながら、被告プログラムにおいては、別紙「被告プログラム説明書（原告の主張）」記載1(2)の写真11のとおり、ユーザの操作を経ることなく「承諾番号」が自動的に入力され、ユーザによる「次へ」ボタンの押下を待つことなく、自動的に次の画面に遷移される。また、被告プログラムにおいては、承諾番号がなければd払いを利用できず、そもそも登録もできない（別紙「被告プログラム説明書（原告の主張）」記載1(2)の写真10ないし12参照）。したがって、被告の上記主張は誤りである。

さらに、被告は、機種変更時の態様（別紙「被告プログラム説明書（原告の主張）」記載2(1)D'）について、被告プログラムを登録するための処理を述べるものであり、d払いを登録するための処理が述べられているものではない旨主張するが、前記3のとおり、反論は当たらない。

#### （被告の主張）

- (1) 被告プログラムにおいては、別紙「被告プログラム説明書（原告の主張）」記載1(2)の写真6ないし11のとおり、ユーザの操作によってセキュリティコードが入力されている。また、承諾番号についても、その発行に際してspモードパスワードの入力というユーザの操作を要する（同記載写真10）。そうすると、セキュリティコードも承諾番号もユーザの操作を要するから、被告プログラムの処理によって入力されるものではない。

また、セキュリティコードの受信から入力までのやりとり（2段階認証）及びspモードパスワードの入力から承諾番号の取得までのやりとりは、ユーザと訴外ドコモのシステムとの間で直接行われており、被告プログラムを利用した処理によって行われているものではない。

5            以上のとおり、被告プログラムは、「前記アプリケーションの処理により」  
              （構成要件D）を充足しない。

              なお、原告は、承諾番号が「前記データ」（構成要件D）に相当する旨主張するが、承諾番号は承諾されたことを示す情報であり、d 払いを登録するために必要な情報ではない。

              これに対し、原告は、本件発明の特許請求の範囲は、ユーザによる操作の有無について限定を課しているわけではないなどと主張するが、本件明細書等には、ユーザの操作が介入することをもって「前記アプリケーションの処理により前記サービスを登録する」ことは全く示されていないし、むしろ、  
10            本件明細書（【0079】）の記載を踏まえると、ユーザが登録データを入力することは想定されていない。

(2) 前記3のとおり、原告は、別紙「被告プログラム説明書（原告の主張）」記載2(1)において、スマートフォンの機種変更を行ったときに被告プログラムのデータを引き継いで登録する際の構成を示しているが、このような態様  
15            において、被告プログラムが他の装置から受信しているのは、被告プログラムを登録するためのデータにすぎず、d 払いを登録するためのデータではない。したがって、上記の構成では、構成要件Dを充足しない。

5            争点1－5（「前記サービスに関する情報」〔構成要件E、F〕の充足性）  
              について

20            （原告の主張）

              被告プログラムは、別紙「被告プログラム説明書（原告の主張）」記載の1(1)E' 及びF' 又は2(1)E'' 及びF'' の各構成を有する。これらは、本件発明の構成要件E、Fを充足する。

              （被告の主張）

25            出願人により審査時に提出された意見書（乙11）を踏まえると、「サービスに関する情報」（構成要件E及びF）とは、アプリケーションによりコマン

ドが処理されることで生成されるものを意味すると解釈すべきである。

被告プログラムにおいては、前記4(1)のとおり、セキュリティコードの受信から入力までのやり取り（2段階認証）及びs pモードパスワードの入力から承諾番号の取得までのやり取りは、ユーザと訴外ドコモのシステムとの間で直接行われており、被告プログラムがコマンドを処理することで情報が生成されるものではない（乙13）。よって、被告プログラムは、構成要件E及びFを充足しない。

これに対し、原告は、各画面遷移が、被告プログラムにおけるコマンド処理によって実現されている旨主張するが、d払いに関する情報が、被告プログラムによりコマンドが処理されることで生成されるという点については、主張立証がなく、本件明細書等の記載を踏まえても採用できない。

## 6 争点2-1-1（乙1-1発明に基づく新規性、進歩性の有無）について（被告の主張）

### (1) 主位的主張

#### ア 引用発明について

乙1文献には、乙1-1発明に関して、次の構成が記載されている。

a 1 1 : 携帯電話に、「i アプリ」を記憶し、

b 1 1 : 「i アプリ」で提供される「i Dアプリ」における「カードアプリ」に関する情報を管理し、

c 1 1 : サーバからダウンロードした「カードアプリ」を登録するためのデータを取得し、

d 1 1 : 取得されたデータに基づき、「カードアプリ」を登録し、

e 1 1 : 登録された「カードアプリ」に関する情報を生成し、

f 1 1 : 「i アプリ」によりコマンドが処理されることで生成される「カードアプリ」に関する情報の表示を制御する

g 1 1 : ステップを含む処理を実行させるためのプログラム。

イ 新規性の欠如

本件発明の構成は、乙 1－1 発明の構成と同一であるから、本件発明は新規性を欠く。

(2) 予備的主張

ア 主引例について

i アプリという名称の特定のアプリケーションは存在しないという原告の主張を前提としても、乙 1 文献によれば、乙 1－1 発明に関して、次の構成が記載されている。

a 1 1' : 携帯電話に、「i D アプリ」を記憶し、

b 1 1' : 「i D アプリ」を用いて提供されるカードでの支払サービスに関する情報を管理し、

c 1 1' : サーバからダウンロードしたカードでの支払サービスを登録するためのデータを取得し、

d 1 1' : 取得されたデータに基づき、カードでの支払サービスを登録し、

e 1 1' : 登録されたカードでの支払サービスに関する情報を生成する、プログラム。

イ 進歩性の欠如

平成 20 年（2008 年）4 月 15 日にリリースされた i D アプリに関する報道発表資料（乙 3 の 2。以下「乙 3 報道資料」という。）によれば、

i D アプリが、i D アプリによる支払サービスに関する情報の表示を制御することが記載されている。また、表示される情報が「コマンドで処理されることで生成される」（構成要件 F）ことは、周知技術（乙 1 2 の 1 及び 2）である。以上によれば、乙 1－1 発明から出発して、次の f 1 1' 及び g 1 1' を備えた構成に至ることは容易である。したがって、本件発明は、乙 1－1 発明に対して進歩性を有しない。

f 1 1' : 「i D アプリ」によりコマンドが処理されることで生成される

カードでの支払サービスの表示を制御し、

g 1 1' : ステップを含む処理を実行させるためのプログラム

(原告の主張)

(1) 主位的主張について

ア 引用発明について

i アプリとは、i モード対応携帯電話用アプリケーションのうち i モードサイトにおいて提供される各アプリケーションを便宜上総称した名称にすぎず、i アプリという名称の特定のアプリケーションが存在するわけではない。したがって、被告主張の構成はその前提を誤っている。

乙 1 文献によると、i D アプリとカードアプリは別個のアプリケーションであり、カードアプリがサーバからダウンロードされる旨の構成は記載されているが、「他の装置から受信したカードアプリを登録するためのデータ」を取得するための構成は記載されていない。また、乙 1 文献には、構成 e 1 1 ないし g 1 1 に相当する構成は記載されていない。

以上を踏まえると、乙 1 - 1 発明の構成は、次のとおり認定されるべきである。

a 1 1 : 携帯電話に「i D アプリ」をダウンロードする

b 1 1 : アプリケーション「i D アプリ」及び「カードアプリ」に関する情報をそれぞれ別個のプログラムで管理する

c 1 1 : サーバから「カードアプリ」をダウンロードする

d 1 1 : 「カードアプリ」をダウンロードする

e 1 1 : (なし)

f 1 1 : (なし)

g 1 1 : (なし)

イ 対比

以上によると、本件発明と乙 1 - 1 発明とは、少なくとも以下の点にお

いて相違する。

(ア) 相違点 1－1－1

本件発明は、「アプリケーションで提供されるサービスに関する情報を管理」（構成要件B）するものであるのに対し、乙 1－1 発明におけるカードアプリは「アプリケーションで提供されるサービス」には該当しない点

(イ) 相違点 1－1－2

本件発明は、「他の装置から受信した前記サービスを登録するためのデータを取得」（構成要件C）するのに対し、乙 1－1 発明では i D アプリとカードアプリをダウンロードするに際して「他の装置から受信した前記サービスを登録するためのデータを取得」する構成を備えない点

(ウ) 相違点 1－1－3

本件発明は、「取得された前記データに基づき、前記アプリケーションの処理により前記サービスを登録」（構成要件D）するのに対し、乙 1－1 発明においてはこれに相当する構成がなく、カードアプリをダウンロードするものである上、カードアプリは本件発明における「サービス」に相当するものではない点

(エ) 相違点 1－1－4

乙 1－1 発明には、構成要件EないしGに相当する構成がない点

ウ 相違点について

本件発明と乙 1－1 発明との間には、上記のように実質的な相違点が存するから、新規性を欠く旨の被告の主張には理由がない。また、これらの相違点に係る主張立証はなく、進歩性を欠く旨の被告の主張にも理由がない。なお、本件発明の構成要件Fは、本件発明の課題の解決に密接した構成であり、乙 1－1 発明がこのような構成を欠く上、このような構成を採用できたことを動機付けるような開示や示唆も存在しない以上、進歩性を

欠く旨の被告の主張は、そもそも成り立たない。

(2) 予備的主張について

ア 時機に後れた主張であること

被告の予備的主張は、主引例自体を変更した上、副引例として乙 1 2 の  
1 及び 2 を持ち出して当初とは異なる無効主張を展開している。このよう  
な主張は、時機に後れたものとして却下されるべきである。

イ 主引例について

被告主張の構成は否認ないし争う。

なお、被告は、「i D 設定アプリ」、「i D アプリ」及び「カードアプ  
リ」という別個のアプリケーションを単一のプログラムであるかのように  
主張するが、これらは別個のアプリケーションである。また、乙 1 文献を  
見ても、被告主張のような構成は記載されていない。

7 争点 2-1-2 (乙 1-2 発明に基づく新規性、進歩性の有無) について  
(被告の主張)

(1) 主位的主張

ア 引用発明について

乙 1 文献には、乙 1-2 発明に関して、次の構成が記載されている。

a 1 2 : 携帯電話に、「i アプリ」を記憶し、

b 1 2 : 「i アプリ」で提供される「モバイル S u i c a」を利用したサ  
ービスに関する情報を管理し、

c 1 2 : サーバからダウンロードした「モバイル S u i c a」を登録する  
ためのデータを取得し、

d 1 2 : 取得されたデータに基づき、「モバイル S u i c a」を登録し、

e 1 2 : 登録された「モバイル S u i c a」に関する情報を生成し、

f 1 2 : 「i アプリ」によりコマンドが処理されることで生成される「モ  
バイル S u i c a」に関する情報の表示を制御する



g 1 2 : ステップを含む処理を実行させるためのプログラム。

イ 新規性の欠如

本件発明の構成は、乙 1 - 2 発明の構成と同一であるから、本件発明は新規性を欠く。

5 (2) 予備的主張

ア 主引例について

i アプリという名称の特定のアプリケーションが存在しないという原告の主張を前提としても、乙 1 文献によれば、乙 1 - 2 発明に関して、次の構成が記載されている。

- 10 a 1 2' : 携帯電話に、「モバイル S u i c a アプリ」を記憶し、  
b 1 2' : 「モバイル S u i c a アプリ」で提供されるサービスに関する情報を管理し、  
c 1 2' : サーバからダウンロードした「モバイル S u i c a アプリ」によって提供されるサービスを登録するためのデータを取得し、  
15 d 1 2' : 取得された前記データに基づき、「モバイル S u i c a アプリ」によって提供されるサービスを登録し、  
e 1 2' : 登録されたサービスに関する情報を生成する、プログラム。

イ 進歩性の欠如

20 平成 1 8 年 ( 2 0 0 6 年 ) 1 月 3 0 日付けのケータイ W a t c h ホームページの記事 ( 乙 4 。以下「乙 4 記事」という。 ) によれば、モバイル S u i c a アプリが、モバイル S u i c a アプリによって提供されるサービスに関する情報の表示を制御することが記載されている。また、表示される情報が「コマンドで処理されることで生成される」 ( 構成要件 F ) ことは、周知技術 ( 乙 1 2 の 1 及び 2 ) である。以上によれば、乙 1 - 2 発明  
25 から出発して、次の f 1 2' 及び g 1 2' を備えた構成に至ることは容易である。したがって、本件発明は、乙 1 - 2 発明に対して進歩性を有しな

い。

f 1 2' : 「モバイル S u i c a アプリ」によりコマンドが処理されることで生成されるサービスに関する情報の表示を制御する

g 1 2' : ステップを含む処理を実行させるためのプログラム

5 (原告の主張)

(1) 主位的主張について

ア 引用発明について

前記 6 (1)アのとおり、i アプリという名称の特定のアプリケーションが存在するわけではないから、被告主張の構成はその前提を誤っている。

10 乙 1 文献及び乙 4 記事によると、乙 1 文献に記載のある「モバイル S u i c a 登録用 i アプリ」は、おサイフケータイ対応サービスである「モバイル S u i c a」アプリを利用する前に必要な初期設定を行うためのアプリであり、「モバイル S u i c a 登録用 i アプリ」で初期設定を行った後に、画面の指示に従って、J R 東日本サイトから乙 4 記事に記載のある「モバイル S u i c a」アプリをダウンロードすることになるから、「モバイル  
15 S u i c a 登録用 i アプリ」と「モバイル S u i c a」は別個のアプリである。

また、乙 1 文献には、サーバから「モバイル S u i c a 登録用 i アプリ」がダウンロードされる旨の記載はあるが、他の装置から受信した「モバイル  
20 S u i c a 登録用 i アプリ」を登録するためのデータを取得する構成、「モバイル S u i c a」アプリが何らかの「取得されたデータに基づき」、「登録」されていることを示す構成、「登録されたモバイル S u i c a に関する情報を生成」する旨の構成、i アプリによりコマンドが処理されることで生成される「モバイル S u i c a」に関する情報の表示を制御する  
25 構成の記載は存在しない。

以上を踏まえると、乙 1 - 2 発明の構成は、次のとおり認定されるべき

である。

a 1 2 : 携帯電話に「モバイル S u i c a 登録用 i アプリ」をダウンロードする

b 1 2 : アプリケーション「モバイル S u i c a 登録用 i アプリ」に関する情報を管理する

c 1 2 : サーバから「モバイル S u i c a アプリ」をダウンロードする

d 1 2 : サーバから「モバイル S u i c a アプリ」をダウンロードする

e 1 2 : (なし)

f 1 2 : (モバイル S u i c a アプリが) 「モバイル S u i c a アプリ」に関する情報の表示を制御する

g 1 2 : 「モバイル S u i c a 登録用 i アプリ」及び「モバイル S u i c a アプリ」

#### イ 対比

以上によると、本件発明と乙 1 - 2 発明とは、少なくとも以下の点において相違する。

##### (ア) 相違点 1 - 2 - 1

本件発明は、「アプリケーションで提供されるサービスに関する情報を管理」(構成要件 B) するものであるのに対し、乙 1 - 2 発明には「アプリケーションで提供されるサービス」についての開示が存在しない点

##### (イ) 相違点 1 - 2 - 2

本件発明は、「他の装置から受信した前記サービスを登録するためのデータを取得」(構成要件 C) するのに対し、乙 1 - 2 発明には「アプリケーションで提供されるサービス」についての開示が存在しないことに加え、そのような「サービス」を「登録するための」、「他の装置から受信したデータを取得(する)」構成が存在しない点

##### (ウ) 相違点 1 - 2 - 3

本件発明は、「取得された前記データに基づき、前記アプリケーションの処理により前記サービスを登録」（構成要件D）するのに対し、乙1－2発明には、「取得された前記データ」が開示されていないことに加え、「アプリケーションの処理により・・・サービスを登録」に係る構成も開示されていない点

(エ) 相違点1－2－4

本件発明は、「登録された前記サービスに関する情報を生成」（構成要件E）するのに対し、乙1－2発明において、モバイルS u i c aアプリは本件発明における「サービス」に相当するものではないことに加え、上記構成要件に相当する構成が開示されていない点

(オ) 相違点1－2－5

本件発明は、「アプリケーションによりコマンドが処理されることで生成される前記サービスに関する情報の表示を制御」（構成要件F）するのに対し、乙1－2発明には、前記相違点1－2－1に加え、仮に被告の主張に従ってモバイルS u i c a登録用iアプリを「アプリケーション」と仮定しても、モバイルS u i c a登録用iアプリの「コマンド処理」によってモバイルS u i c aアプリの「情報の表示」が「制御」されることは何ら開示されていない点

ウ 相違点について

本件発明と乙1－2発明との間には、上記のように実質的な相違点が存するから、新規性を欠く旨の被告の主張には理由がない。また、これらの相違点に係る主張立証はなく、進歩性を欠く旨の被告の主張にも理由がない。なお、本件発明の構成要件Fは、本件発明の課題の解決に密接した構成であり、乙1－2発明がこのような構成を欠く上、このような構成を採用できたことを動機付けるような開示や示唆も存在しない以上、進歩性を欠く旨の被告の主張は、そもそも成り立たない。

(2) 予備的主張について

ア 時機に後れた主張であること

前記 6 (2) アのとおり。

イ 主引例について

被告主張の構成は否認ないし争う。

乙 1 - 2 発明におけるモバイル S u i c a アプリが、本件発明の「アプリケーション」に相当するという構成をとったとしても、乙 1 - 2 発明ではアプリケーション（モバイル S u i c a アプリ）とサービスとがあらかじめ一体になっているため、乙 1 文献において、モバイル S u i c a アプリが、他の装置から受信した「サービスを登録するためのデータを取得」する構成（c 1 2'）、「サービスを登録」するという構成（d 1 2'）、「登録されたサービスに関する情報を生成する」という構成（e 1 2'）は開示されていない。

以上によると、乙 1 - 2 発明の構成は、本件発明と大きく異なる構成を備えるものにすぎない。

8 争点 2 - 1 - 3（乙 1 - 3 発明に基づく新規性、進歩性の有無）について  
（被告の主張）

(1) 主位的主張

ア 引用発明について

乙 1 文献には、乙 1 - 3 発明に関して、次の構成が記載されている。

a 1 3：携帯電話に、「i アプリ」の「マクドナルドトクするアプリ」を記憶し、

b 1 3：「マクドナルドトクするアプリ」で提供される「かざすクーポン」に関する情報を管理し、

c 1 3：サーバからダウンロードした「かざすクーポン」を登録するためのデータを取得し、

d 1 3 : 取得されたデータに基づき、「マクドナルドトクするアプリ」の  
処理により「かざすクーポン」を登録し、

e 1 3 : 登録された「かざすクーポン」に関する情報を生成し、

f 1 3 : 「マクドナルドトクするアプリ」によりコマンドが処理されるこ  
とで生成される「かざすクーポン」に関する情報の表示を制御する（乙  
5 5 ではクーポンを選択するための画面が示されている。）

g 1 3 : ステップを含む処理を実行させるためのプログラム。

#### イ 新規性の欠如

本件発明の構成は、乙 1 - 3 発明の構成と同一であるから、本件発明は  
10 新規性を欠く。

#### (2) 予備的主張

##### ア 主引例について

i アプリという名称の特定のアプリケーションが存在しないという原告  
の主張を前提としても、乙 1 文献によれば、乙 1 - 3 発明に関して、次の  
15 構成が記載されている。

a 1 3' : 携帯電話に、「マクドナルドトクするアプリ」を記憶し、

b 1 3' : 「マクドナルドトクするアプリ」で提供される「かざすクーポン」  
を用いた支払サービスに関する情報を管理し、

c 1 3' : サーバからダウンロードした「かざすクーポン」を用いた支払サ  
ービスを登録するためのデータを取得し、  
20

d 1 3' : 取得されたデータに基づき、「マクドナルドトクするアプリ」の  
処理により「かざすクーポン」を登録し、

e 1 3' : 登録された「かざすクーポン」を用いた支払サービスに関する情  
報を生成し、

f 1 3'' : 「かざすクーポン」を用いた支払サービスに関する情報の表示  
を制御する  
25

g 1 3' : ステップを含む処理を実行させるためのプログラム。

#### イ 進歩性の欠如

平成21年（2009年）8月20日付けの報道発表資料（乙5。以下「乙5報道資料」とう。）によれば、マクドナルドトクするアプリが、か  
5 ぎすクーポンを用いた支払サービスに関する情報の表示を制御することが  
記載されている。また、表示される情報が「コマンドが処理されることで  
生成される」（構成要件F）ことは、周知技術（乙12の1及び2）であ  
る。また、かぎすクーポンを用いた支払サービスに関する情報が対象とな  
ることから、コマンドがかぎすクーポンを提供するマクドナルドトクする  
10 アプリによって実行されることも格別困難なことではない。以上によれば、  
乙1-3発明から出発して、次のf 1 3'を備えた構成に至ることは容易で  
ある。したがって、本件発明は、乙1-3発明に対して進歩性を有しない。

f 1 3' : 「マクドナルドトクするアプリ」によりコマンドが処理されるこ  
とで生成される「かぎすクーポン」を用いた支払サービスに関する情報  
15 の表示を制御する

#### （原告の主張）

##### （1）主位的主張について

##### ア 引用発明について

前記6(1)アのとおり、iアプリという名称の特定のアプリケーションが  
20 存在するわけではないから、被告主張の構成はその前提を誤っている。

また、被告の主張は、アプリで提供されるサービスとしての「かぎすク  
ーポン」サービス機能と、かぎすクーポンサービス機能で提供されるク  
ーポンそのもののデータ（例えばポテトM50円割引など）としての割引き  
クーポンのデータを混同するものである。

すなわち、乙1-3発明においては、アプリ自体に当初から「かぎすク  
ーポン」サービス機能が含まれており、サーバから配信されるクーポンデ  
25

ータは、本件発明における「サービス」に該当しない。そして、「アプリケーションで提供されるサービス」に対応する構成を、「かざすクーポン」サービス機能ととらえると、乙１－３発明は、クーポンデータを受信するにすぎず、かざすクーポンサービスを登録するためのデータを取得するわけではない。

以上を踏まえると、乙１－３発明の構成は、次のとおり認定されるべきである。

a 1 3 : 携帯電話に、「マクドナルドトクするアプリ」をダウンロードする

b 1 3 : 「マクドナルドトクするアプリ」で提供される「かざすクーポン」サービスに関する情報を管理する

c 1 3 : サーバから「かざすクーポン」サービス用割引クーポンのデータをダウンロードする

d 1 3 : 「マクドナルドトクするアプリ」の「かざすクーポン」サービスで提供される割引クーポンのデータをダウンロードする

e 1 3 : ダウンロードされた「かざすクーポン」サービスで提供される割引クーポンのデータに関する情報を生成する

f 1 3 : 「かざすクーポン」サービスの割引クーポンに関するデータの表示を制御する

g 1 3 : マクドナルドトクするアプリ

#### イ 対比

本件発明と乙１－３発明とは、少なくとも以下の点において相違する。

##### (ア) 相違点１－３－１

本件発明は、「サービス」そのものを「登録するためのデータ」（構成要件Ｃ）を取得するものであるのに対し、乙１－３発明は、「サービス」に相当する「かざすクーポン」サービスそのものを登録するための



データを取得するという構成を有しない点

(イ) 相違点 1－3－2

乙 1－3 発明には、本件発明の構成要件 D に相当する構成の開示が存在しない点

5

(ウ) 相違点 1－2－3

本件発明は、「登録された前記サービスに関する情報を生成」（構成要件 E）するものであるのに対し、乙 1－3 発明は、かざすクーポンサービスで提供される割引クーポンのデータに関する情報を生成するにとどまる点

10

(エ) 相違点 1－2－4

乙 1－3 発明では、本件発明の構成要件 F に相当する構成の開示が明らかでない点

ウ 相違点について

15

本件発明と乙 1－3 発明との間には、上記のように実質的な相違点が存するから、新規性を欠く旨の被告の主張には理由がない。また、これらの相違点に係る主張立証はなく、進歩性を欠く旨の被告の主張にも理由がない。なお、本件発明の構成要件 F は、本件発明の課題の解決に密接した構成であり、乙 1－3 発明がこのような構成を欠く上、このような構成を採用できたことを動機付けるような開示や示唆も存在しない以上、進歩性を欠く旨の被告の主張は、そもそも成り立たない。

20

(2) 予備的主張について

ア 時機に後れた主張であること

前記 6 (2) アのとおり。

イ 主引例について

25

乙 1－3 発明の構成について、前記(1)アのとおり、かざすクーポンサービス機能とクーポンデータは異なるものであり、かつ、クーポンデータは

本件発明における「アプリケーションで提供されるサービス」には当たらない。また、かざすクーポンサービス機能自体はあらかじめアプリに備わっている。したがって、乙１－３発明は、クーポンデータが「サービス」に相当することを前提とした、構成b 1 3' ないし f 1 3' の構成を備えない。

5

## 9 争点２－１－４（乙１－４発明に基づく新規性、進歩性の有無）について （被告の主張）

### (1) 主位的主張

#### ア 引用発明について

乙１文献には、乙１－４発明に関して、機種変更時等にドコモショップの店頭などに設置されている専用の機器を用いておサイフケータイのＩＣカード内データを取替え先のおサイフケータイに移し替えるとき（i Cお引っこしサービス。乙６）の態様として、次の構成が記載されている。

10

a 1 4：携帯電話に、「i アプリ」の「おサイフケータイ」を記憶し、

15

b 1 4：「おサイフケータイ」で提供される電子マネーに関する情報を管理し、

c 1 4：ドコモショップの店頭などに設置されている専用の機器から受信した「おサイフケータイ」のＩＣカード内データを登録するためのデータを取得し、

20

d 1 4：取得されたデータに基づき、「おサイフケータイ」のＩＣカード内データを登録し、

e 1 4：登録された「おサイフケータイ」に関する情報を生成し、

f 1 4：i アプリよりコマンドが処理されることで生成され「おサイフケータイ」に関する情報の表示を制御する

25

g 1 4：ステップを含む処理を実行させるためのプログラム。

#### イ 新規性の欠如

本件発明の構成は、乙 1－4 発明の構成と同一であるから、本件発明は新規性を欠く。

## (2) 予備的主張

### ア 主引例について

i アプリという名称の特定のアプリケーションは存在しないし、「おサイフケータイ」は非接触型の少額決済サービスの総称にすぎず、アプリとしては「おサイフケータイ対応 i アプリ」が存在するにすぎないという原告の主張を前提としても、乙 1 文献には、乙 1－4 発明に関して、次の構成が記載されている。

a 1 4'：携帯電話に、「おサイフケータイ対応 i アプリ」を記憶し、

b 1 4'：「おサイフケータイ対応 i アプリ」で提供されるサービスに関する情報を管理し、

c 1 4'：ドコモショップの店頭などに設置されている専用の機器から受信した「おサイフケータイ対応 i アプリ」で提供されるサービスを登録するためのデータを取得し、

d 1 4'：取得されたデータに基づき、「おサイフケータイ対応 i アプリ」により当該「おサイフケータイ対応 i アプリ」で提供されるサービスを登録し、

e 1 4'：登録された「おサイフケータイ対応 i アプリ」で提供されるサービスに関する情報を生成する、プログラム。

### イ 進歩性の欠如

i D アプリ、モバイル S u i c a アプリ及びマクドナルドトクするアプリは、いずれもおサイフケータイ対応 i アプリであり、乙 1－4 発明の上記態様に対して、乙 3 報道資料、乙 4 記事及び乙 5 報道資料を組み合わせることができる。また、表示される情報が「コマンドで処理されることで生成される」（構成要件 F）ことは、周知技術（乙 1 2 の 1 及び 2）であ

る。以上によれば、乙 1－4 発明から出発して、次の f 1 4' 及び g 1 4' を備えた構成に至ることは容易である。したがって、本件発明は、乙 1－4 発明に対して進歩性を有しない。

f 1 4': 「iD アプリ」によりコマンドが処理されることで生成されるカードでの支払サービスの表示を制御し、

: 「モバイル S u i c a アプリ」によりコマンドが処理されることで生成されるサービスに関する情報の表示を制御し、

: 「マクドナルドトクするアプリ」によりコマンドが処理されることで生成される「かざすクーポン」を用いた支払サービスに関する情報の表示を制御する、

g 1 4': ステップを含む処理を実行させるためのプログラム。

(原告の主張)

(1) 主位的主張について

ア 引用発明について

乙 1－4 発明は、本件明細書において従来技術として紹介されている技術と全く同一の技術であるから、本件発明が乙 1－4 発明に対して進歩性を有することは明らかである。

前記 6 (1)アのとおり、i アプリという名称の特定のアプリケーションが存在するわけではないから、被告主張の構成はその前提を誤っている。

乙 1 文献によれば、「おサイフケータイ」とは、非接触型 I C カードを搭載した携帯電話や、携帯電話に埋め込まれた F e l i C a チップ (I C チップ) を用いた非接触型の少額決済サービスの総称であり、「おサイフケータイ」という特定のアプリケーションが存在するわけではない。また、

「おサイフケータイ対応 i アプリ」が「おサイフケータイ」で提供される電子マネーに関する情報を管理する構成が、具体的に何を意味するかも特定されていない。加えて、乙 1－4 発明において、「おサイフケータイ対

応 i アプリ」が被告主張の a 1 4 ないし f 1 4 の処理のすべてを実行するわけではない（ドコモショップの専用機が行っている処理がある）。

以上を踏まえると、乙 1－4 発明の構成は次のとおり認定されるべきである。

a 1 4：携帯電話に、「おサイフケータイ対応 i アプリ」をダウンロードする

b 1 4：「おサイフケータイ対応 i アプリ」で提供される電子マネーに関するデータを管理する

c 1 4：ドコモショップの店頭などに設置されている専用の機器から受信した旧機種「おサイフケータイ対応 i アプリ」の IC カード内に記録されたデータを新機種に引き継ぐためのデータを取得する

d 1 4：前記新機種に引き継ぐためのデータに基づき、「おサイフケータイ対応 i アプリ」の IC カード内データを新機種に引き継ぐ

e 1 4：登録された「おサイフケータイ対応 i アプリ」に関する IC カード内データを新機種で生成する

f 1 4：（なし）

g 1 4：「おサイフ ケータイ対応 i アプリ」

#### イ 対比

以上によると、本件発明と乙 1－4 発明とは、少なくとも以下の点において相違する。

##### (ア) 相違点 1－4－1

乙 1－4 発明において、おサイフケータイ対応 i アプリで提供されるのは電子マネーに関するデータであって、「アプリケーションで提供されるサービス」（構成要件 B）ではない点

##### (イ) 相違点 1－4－2

乙 1－4 発明においては、単なるデータ（例えば電子マネーの残高等）

を携帯端末の旧機種から新機種への移行させる手順が開示されているのみであって、「サービスを登録するためのデータを取得」（構成要件C）する構成が存しない点

(ウ) 相違点 1－4－3

5 本件発明は、「アプリケーションの処理により、前記サービスを登録」（構成要件D）するものであるのに対して、乙 1－4 発明にはこのような開示がない点

(エ) 相違点 1－4－4

10 本件発明は、「前記サービスに関する情報を生成」（構成要件E）するのに対し、乙 1－4 発明では I C カード内のデータを生成するにすぎない点

(オ) 相違点 1－4－5

15 本件発明は、「アプリケーションによりコマンドが処理されることで生成される前記サービスに関する情報の表示を制御」（構成要件F）するのに対し、乙 1－4 発明は、このような構成についての開示が存在しない点

ウ 相違点について

20 本件発明と乙 1－4 発明との間には、上記のような実質的な相違点が存するから、新規性を欠く旨の被告の主張には理由がない。また、これらの相違点に係る主張立証はなく、進歩性を欠く旨の被告の主張にも理由がない。なお、本件発明の構成要件Fは、本件発明の課題の解決に密接した構成であり、乙 1－4 発明がこのような構成を欠く上、このような構成を採用できたことを動機付けるような開示や示唆も存在しない以上、進歩性を欠く旨の被告の主張は、そもそも成り立たない。

25 (2) 予備的主張について

ア 時機に後れた主張であること

被告の予備的主張は、主引例を変更するに等しい。また、乙１－４発明において、本件発明の「サービス」に対応する構成を新たに主張し直しており、攻撃防御の対象が大幅に変更されている。このような主張は、時機に後れたものとして却下されるべきである。

5 イ 主引例について

被告主張の構成は否認ないし争う。

乙１－４発明は、単なるデータを新機種へ移行することを明らかにするにすぎないから、このような発明に基づいて本件発明の進歩性を否定することはできない。

10 すなわち、前記(1)のとおり、そもそも、おサイフケータイ自体は、本件発明における「アプリケーション」に相当せず、「おサイフケータイ対応 i アプリ」もアプリの総称であって、特定の単一のアプリケーションとして存在するわけではない。それにもかかわらず、被告は、「『おサイフケータイ対応 i アプリ』で提供されるサービス」（b 1 4'、 e 1 4'）に相当する構成や「サービスに関する情報」（b 1 4'、 e 1 4'）を具体的に  
15 特定しない。

また、乙１－４発明において、店頭に設置されている専用の機器から受信されるのは、単なるデータ移行のためのデータ（例えば、旧機種の「おサイフケータイ対応 i アプリ」の I C カード内のデータ〔例えば、I C カードの残額やマクドナルドトクするアプリにおけるクーポンのデータ〕）  
20 であって、「サービスを登録するためのデータ」（c 1 4'）ではないし、これを前提とした d 1 4'に相当する構成の開示もない。

1 0 争点 2－2（公然実施の有無）について

（被告の主張）

25 携帯電話（F－0 3 A）に関して公然実施されていた内容は、前記 6 ないし 9 において示したとおりである。F－0 3 Aは、平成 2 1 年（2 0 0 9 年） 1

月 24 日に販売開始された携帯電話であることから（乙 2）、本件発明は、公然実施された携帯電話（F-03A）に対して新規性を有さない。したがって、本件発明は、無効とされるべきものである。

（原告の主張）

5 否認ないし争う。

1 1 争点 2-3（乙 7 発明を主引例とする新規性、進歩性の有無）について  
（被告の主張）

以下に述べるとおり、本件発明は、乙 7 公報（主引例）に記載された発明（乙 7 発明）と同一又はこれに基づいて本件特許の出願前に当業者が容易に発明を  
10 することができたものであるから、特許法 29 条 1 項 3 号又同条 2 項により無効とされるべきものである。

（1） 主引例

乙 7 公報には、次の発明（乙 7 発明）が記載されている。

- a 3：携帯電話に、電子マネーアプリを記憶し、
- 15 b 3：電子マネーアプリで提供される電子マネー利用サービスに関する情報を管理し、
- c 3：サーバからダウンロードした電子マネー利用サービスを登録するためのデータを取得し、
- d 3：取得されたデータに基づき、電子マネー利用サービスを登録し、
- 20 e 3：登録された電子マネー利用サービスに関する情報を生成し、
- f 3：電子マネーアプリによりコマンドが処理されることで生成される電子マネー利用サービスに関する情報の表示を制御する
- g 3：ステップを含む処理を実行させるためのプログラム。

（2） 対比

25 本件発明と乙 7 発明を対比すると、乙 7 発明の「携帯電話」及び「電子マネーアプリ」（a 3）は、それぞれ本件発明の「コンピュータ」及び「所定



のアプリケーション」（構成要件A）に相当する。

乙7発明の「電子マネーアプリで提供される電子マネー利用サービス」（b3）は、本件発明の「前記アプリケーションで提供されるサービス」（構成要件B）に相当する。

5 乙7発明では、電子マネーアプリをサーバからダウンロードすることで、電子マネー利用サービスを携帯電話に登録し、当該電子マネー利用サービスに関する情報が携帯電話で表示される発明が開示されていることから、構成要件C、E、F及びGに相当する構成を有している。

10 乙7発明では、上記のとおり、ユーザの操作を利用して電子マネーアプリのダウンロードを行っていることから、「前記アプリケーションの処理により」という点を除き、構成要件Dに相当する構成を有している。なお、原告の充足論での主張を前提とするならば、ユーザの操作を利用して電子マネーアプリをダウンロードする構成は、「前記アプリケーションの処理により」という点も含め、構成要件Dに相当する構成である。

15 (3) 一致点・相違点

上記のとおり、乙7発明と本件発明とは、原告の充足論での主張を前提とすれば、全ての構成要件が一致する。

20 そうでないとしても、本件発明が「前記アプリケーションの処理により」という構成を有するのに対して、乙7発明がこの構成を有さないという点についての相違点を除き、すべての構成要件が一致する。

(4) 相違点の容易想到性

上記相違点があるとしても、微差にすぎないから、乙7発明に対して進歩性を有さない。したがって、本件発明は、無効とされるべきものである。

(原告の主張)

25 (1) 主引例について

ア 被告の主張に対する認否

否認ないし争う。

a 3 については、積極的に争うものではないが、乙 7 公報によれば、後記イのとおり認定するのが相当である。

5 b 3 については、乙 7 公報において開示されているのは電子マネーサービスであり、電子マネー利用サービスの構成の開示はない。

c 3 については、乙 7 発明において、サーバからダウンロードしたデータは電子マネーアプリそれ自体を携帯電話にインストールするためのデータであり、当該ダウンロードデータとは別の電子マネー利用サービスを登録するためのデータを取得する構成の開示は存在しない。

10 イ 乙 7 発明の構成について

以上によれば、乙 7 発明は、次のとおり認定するのが相当である。

a 3 : 携帯電話に、電子マネーアプリをダウンロードする

b 3 : 電子マネーアプリで提供される電子マネーサービスに関する情報を管理する

15 c 3 : 電子マネーアプリをダウンロードする

d 3 : 電子マネーシステムに携帯端末情報を登録する

e 3 : (なし)

f 3 : (電子マネーアプリが) サービスに関する情報の表示を制御する

g 3 : 上記処理を実行させるウェブブラウザと電子マネーアプリ

20 (2) 対比

本件発明と乙 7 発明を対比すると、以下の相違点があり、その余は一致する。

ア 相違点 7-1

25 本件発明は、「他の装置から受信した前記サービスを登録するためのデータを取得」(構成要件 C) するのに対し、乙 7 発明は、電子マネーサービスを登録するためのデータを取得することについての開示がなく、他の

装置からそのようなデータを受信することについての開示もない点

イ 相違点 7-2

本件発明は、「取得された前記データに基づき、前記アプリケーションの処理により前記サービスを登録」（構成要件D）するものであるのに対し、乙7発明は、電子マネーアプリの処理により登録が行われるか否かの開示が存在せず、かつ、携帯電話にサービスを登録する構成ではない点

ウ 相違点 7-3

本件発明は、「（プログラムが）登録された前記サービスに関する情報を生成」（構成要件E）するのに対して、乙7発明にはこれに相当する構成の開示が存在しない点

エ 相違点 7-4

本件発明は、「前記アプリケーションによりコマンドが処理されることで生成される前記サービスに関する情報の表示を制御する」（構成要件F）のに対し、乙7発明は、サービスに関する情報の制御が「アプリケーションによりコマンドが処理されることで生成される」ものであるかが不明な点

(3) 相違点についての検討

本件発明と乙7発明との間には、上記のように実質的な相違点が存するから、新規性を欠く旨の被告の主張には理由がない。また、これらの相違点に係る主張立証はなく、進歩性を欠く旨の被告の主張にも理由がない。なお、本件発明の構成要件Fに関する構成は、本件発明の課題の解決に密接した構成であり、乙7発明がこのような構成を欠く上、このような構成を採用できたことを動機付けるような開示や示唆も存在しない以上、進歩性を欠く旨の被告の主張は、そもそも成り立たない。

1 2 争点 2-4（乙8発明を主引例とする新規性、進歩性の有無）について（被告の主張）

以下に述べるとおり、本件発明は、乙 8 公報（主引例）に記載された発明（乙 8 発明）と同一又はこれに基づいて本件特許の出願前に当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法 29 条 1 項 3 号又は同条 2 項により無効とされるべきものである。

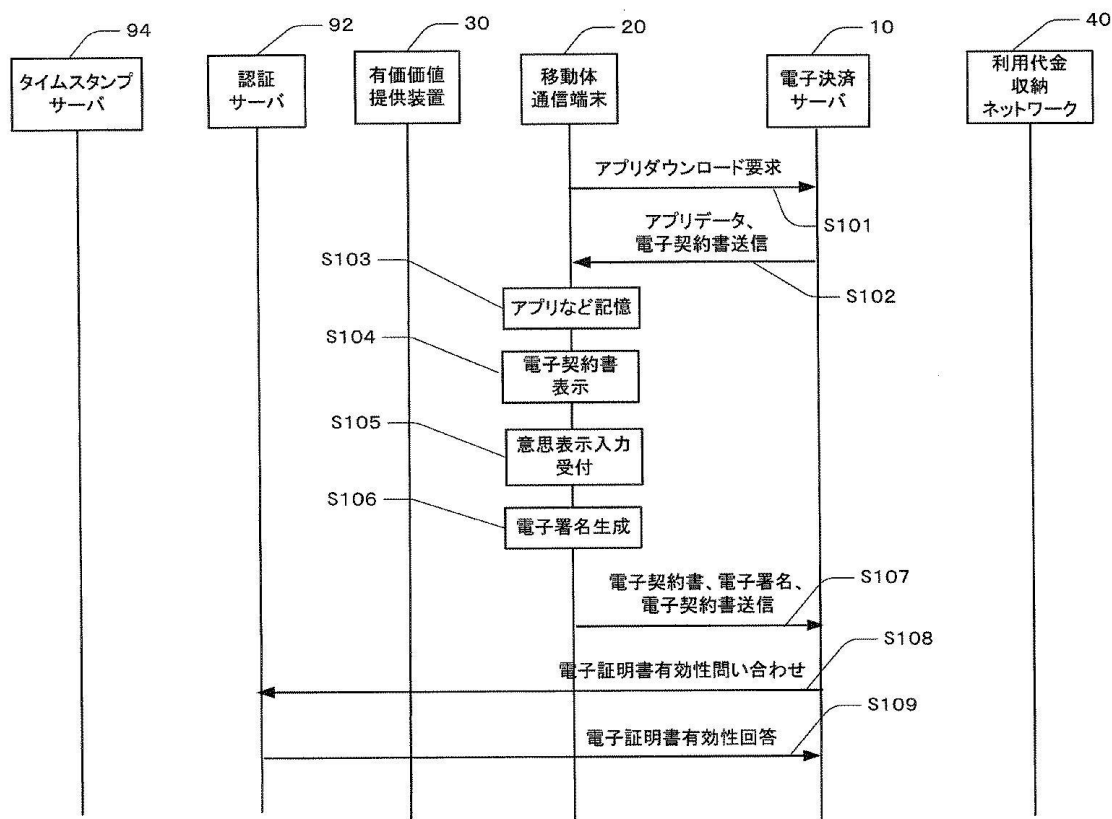
5 (1) 主引例

乙 8 公報には、次の発明（乙 8 発明）が記載されている。

- a 4 : 移動体通信端末 20 に、i アプリを記憶し、
- b 4 : i アプリで提供される電子化契約書を含むサービス（乙 1 及び乙 3 の 1 ないし乙 6 で示されるサービスも含む。）に関する情報を管理し、
- 10 c 4 : 電子決済サーバ 10 から受信した前記サービスを登録するためのデータを取得し、
- d 4 : 取得された前記データに基づき、前記サービスを登録し、
- e 4 : 登録された前記サービスに関する情報を生成し、
- f 4 : 前記アプリケーションによりコマンドが処理されることで生成される 15 前記サービスに関する情報の表示を制御する
- g 4 : ステップを含む処理を実行させるためのプログラム。

20

【乙 8 公報の図 1 4】



## (2) 対比

i アプリは様々なサービスを提供するところ、i アプリ及びi アプリで提供される複数のサービス内容については、乙1及び乙3の1ないし乙6で示したとおりである。このことも考慮して、乙8発明を本件発明と対比すると、乙8発明の「移動体通信端末20」及び「i アプリ」(a4)は、それぞれ本件発明の「コンピュータ」及び「所定のアプリケーション」(構成要件A)に相当する。

乙8発明の「i アプリで提供される電子化契約書を含むサービス(乙1及び乙3の1ないし乙6で示されるサービスも含む。)」(b4)は、本件発明の「前記アプリケーションで提供されるサービス」(構成要件B)に相当する。

乙 8 発明は、ユーザの操作を利用して i アプリのダウンロードを行っていることから、構成要件 D のように「前記アプリケーションの処理により前記サービスを登録」するものではない。しかしながら、原告は、充足論において、ユーザが適宜の操作をする態様であっても上記構成要件 D を充足すると主張しており、このような原告の主張を前提とすると、乙 8 発明のようにユーザの操作も利用して i アプリをダウンロードする構成は、構成要件 D に対応するものである。

(3) 一致点及び相違点

上記のとおり、乙 8 発明と本件発明とは、原告の充足論での主張を前提とすれば、すべての構成要件が一致するから、本件発明は、乙 8 発明に対して新規性を有さない。

そうでないとしても、本件発明が「前記アプリケーションの処理により」という構成を有するのに対して、乙 8 発明がこの構成を有さないという点についての相違点を除き、すべての構成要件が一致する。

(4) 相違点の容易想到性

上記相違点があるとしても、微差にすぎないから、本件発明は、乙 8 発明及び周知技術（乙 1、乙 3 の 1 ないし乙 6）に対して進歩性を有さない。したがって、本件発明は、無効とされるべきものである

(原告の主張)

(1) 主引例について

ア 被告の主張に対する認否

否認ないし争う。

a 4 については、被告は「i アプリを記憶し」と認定するが、前記 6 (1) アのとおり、i アプリという名称の特定のアプリケーションが存在するわけではない。乙 8 公報の【0 1 0 5】の開示を踏まえると、乙 8 発明の構成 a 4 は、後記イのとおり認定されるべきである。

b 4については、被告は「i アプリで提供される電子化契約書を含むサービス（乙 1 及び乙 3 の 1 ないし乙 6 で示されるサービスも含む。）に関する情報を管理し」と認定するが、上記のとおり、「i アプリ」は特定のアプリケーションではなく、その実態がない以上、何をもって「提供」とするのかが不明であるし、乙 8 公報には、単に電子化契約書 7 1 3 をダウンロードする構成が開示されているにすぎない。また、乙 1 及び乙 3 の 1 ないし乙 6 は、乙 8 公報に開示されておらず、これを引用発明の認定に取り込むことは不適切である。

c 4については、被告は「電子決済サーバ 1 0 から受信した前記サービスを登録するためのデータを取得し」と認定するが、乙 8 発明において何が「前記サービスを登録するためのデータ」（構成要件 C）に相当するかは不明であるし、これに相当する「データ」の具体的な開示も存在しない。そもそも、乙 8 公報の【0 1 0 5】、図 1 4 の S 1 0 2 の記載を踏まえると、乙 8 発明においては、アプリのデータと電子化契約書 7 1 3 のデータ自体とは別個のものであって、これらが電子決済サーバから同時に送信されているものである。したがって、上記アプリのデータは、電子化契約書 7 1 3 を「登録するためのデータ」に相当しない。また、上記のとおり、乙 8 発明の認定に当たり、乙 1 及び乙 3 の 1 ないし乙 6 の内容を取り込むことは不適切である。

d 4については、被告は「取得された前記データに基づき、前記サービスを登録し」と認定するが、単に本件発明のクレーム文言を引き写したものにすぎず、「前記データ」や「登録」が乙 8 発明において具体的に何を意味するか全く特定していない。そうすると、乙 8 公報の【0 1 0 5】の開示を踏まえると、構成 d 4 は、後記イのとおり認定されるべきである。

e 4、f 4については、乙 8 公報には、本件発明の構成要件 E、F に相当する具体的な構成の開示がない。

イ 乙８発明の構成について

以上によれば、乙８発明は、次のとおり認定するのが相当である。

a ４：移動体通信端末２０に、移動体通信端末２０用ソフトウェアをダウンロードする

5 b ４：電子化契約書７１３に関する情報を管理する

c ４：電子決済サーバ１０から電子化契約書７１３をダウンロードする

d ４：電子化契約書７１３をダウンロードする

e ４：（なし）

f ４：（なし）

10 g ４：移動体通信端末２０用ソフトウェア

(2) 対比

本件発明と乙８発明を対比すると、以下の相違点があり、その余は一致する。

ア 相違点８－１

15 本件発明は、「前記アプリケーションで提供されるサービスに関する情報を管理」（構成要件Ｂ）するのに対し、乙８発明においては、電子化契約書７１３は単なるデータであり、アプリケーションで提供されるサービスには相当しない点

イ 相違点８－２

20 本件発明は、「他の装置から受信した前記サービスを登録するためのデータを取得」（構成要件Ｃ）するのに対し、乙８発明には当該構成の開示が存在しない点

ウ 相違点８－３

25 本件発明は、「取得された前記データに基づき、前記アプリケーションの処理により前記サービスを登録」（構成要件Ｄ）するのに対し、乙８発明には当該構成の開示が存在しない点



エ 相違点 8－4

本件発明は、「登録された前記サービスに関する情報を生成」（構成要件 E）するのに対し、乙 8 発明はそのような構成を備えない点

オ 相違点 8－5

5 本件発明は、「前記アプリケーションによりコマンドが処理されることで生成される前記サービスに関する情報の表示を制御する」（構成要件 F）のに対し、乙 8 発明は、このような構成を備えない点

(3) 相違点についての検討

10 本件発明と乙 8 発明との間には、上記のように実質的な相違点が存するから、新規性を欠く旨の被告の主張には理由がない。また、これらの相違点に係る主張立証はなく、進歩性を欠く旨の被告の主張にも理由がない。なお、本件発明の構成要件 F に関する構成は、本件発明の課題の解決に密接した構成であり、乙 8 発明がこのような構成を欠く上、このような構成を採用できたことを動機付けるような開示や示唆も存在しない以上、進歩性を欠く旨の  
15 被告の主張は、そもそも成り立たない。

1 3 争点 2－5（乙 9 発明を主引例とする新規性、進歩性の有無）について（被告の主張）

以下に述べるとおり、本件発明は、乙 9 公報（主引例）に記載された発明（乙 9 発明）と同一又はこれに基づいて本件特許の出願前に当業者が容易に発明を  
20 することができたものであるから、特許法 29 条 1 項 3 号又は同条 2 項により無効とされるべきものである。

(1) 主引例

乙 9 公報には、次の発明（乙 9 発明）が記載されている。

25 a 5：携帯無線コンピューティング装置に、音楽に関するソフトウェアアプリケーションを記憶し、

b 5：前記音楽に関するソフトウェアアプリケーションで提供される音楽コ

ンテンツの提供サービスに関する情報を管理し、

c 5 : リモートサーバからダウンロードした音楽コンテンツの提供サービスを登録するためのデータを取得し、

d 5 : 取得された前記データに基づき、前記音楽に関するソフトウェアアプリケーションの処理により音楽コンテンツを登録し、

e 5 : 登録された音楽コンテンツに関する情報を生成し、

f 5 : 前記アプリケーションによりコマンドが処理されることで生成される音楽コンテンツのプレイリストに関する情報の表示を制御する

g 5 : ステップを含む処理を実行させるためのプログラム。

## (2) 対比

上記のとおり、本件発明は、乙 9 発明に対して新規性を有さず、仮に乙 9 発明に対して相違点があるとしても微差にすぎないことから、乙 9 発明に対して進歩性を有さない。したがって、本件発明は、無効とされるべきものである。

## (原告の主張)

### (1) 主引例について

ア 被告の主張に対する認否

否認ないし争う。

a 5 については、積極的に争うものではないが、乙 9 公報によれば、後記イのとおり認定するのが相当である。

b 5 については、被告は「前記音楽に関するソフトウェアアプリケーションで提供される音楽コンテンツの提供サービスに関する情報を管理し」と認定するが、乙 9 公報において開示されているのは、Music Station アプリケーションと同アプリケーションでユーザが聴くことのできる音楽コンテンツ（データ）を提供するものであって、上記アプリで提供される「サービス」についての開示は存在しない。

c 5 については、被告は「リモートサーバからダウンロードした音楽コンテンツの提供サービスを登録するためのデータを取得し」と認定するが、上記のとおり、乙 9 公報において、アプリケーションで提供される「音楽コンテンツの提供サービス」に関する開示は存在しない。また、乙 9 公報  
5 において、「音楽コンテンツの提供サービスを登録するためのデータ」が具体的に何を意味するののかの特定もない。

d 5 については、被告は「取得された前記データに基づき、前記音楽に関するソフトウェアアプリケーションの処理により音楽コンテンツを登録し」と認定するが、上記のとおり、乙 9 公報において、アプリケーション  
10 で提供される「音楽コンテンツの提供サービス」に関する情報を取得する構成の開示は存在しないし、「音楽に関するソフトウェアアプリケーションの処理により」音楽コンテンツを登録する旨の構成の開示も存在しない。

e 5 については、被告は「（プログラムが）登録された音楽コンテンツに関する情報を生成し」と認定するが、乙 9 発明において「登録された音楽  
15 コンテンツに関する情報」が何を意味するののかの特定がない。また、乙 9 公報をみても、音楽に関するソフトウェアアプリケーション Music Station が、登録された音楽コンテンツに関する情報を生成する旨の開示はない。

f 5 については、被告は「前記アプリケーションによりコマンドが処理  
20 されることで生成される音楽コンテンツのプレイリストに関する情報の表示を制御する」と認定するが、乙 9 公報には音楽に関するソフトウェアアプリケーションによりコマンドが処理されること自体の開示は存在しない。

#### イ 乙 9 発明の構成について

以上によれば、乙 9 発明は、次のとおり認定するのが相当である。

a 5 : 携帯無線コンピューティング装置に、音楽に関するソフトウェアアプリケーション (Music Station) をダウンロードする

b 5 : 前記音楽に関するソフトウェアアプリケーション (Music Station) で提供される音楽コンテンツに関する情報を管理する

c 5 : (アプリケーション [Music Station] が) リモートサーバから音楽コンテンツをダウンロードする

5 d 5 : 音楽コンテンツをダウンロードする

e 5 : (なし)

f 5 : 音楽コンテンツのプレイリストに関する情報の表示を制御する

g 5 : アプリケーション Music Station

## (2) 対比

10 本件発明と乙 9 発明を対比すると、以下の相違点があり、その余は一致する。

### ア 相違点 9-1

本件発明は、「アプリケーションで提供されるサービスに関する情報を管理」(構成要件 B) するのに対して、乙 9 発明で提供されるのは、データとしての音楽コンテンツである点

15

### イ 相違点 9-2

本件発明は、「他の装置から受信した前記サービスを登録するためのデータを取得」(構成要件 C) するのに対し、乙 9 発明には当該構成の開示が存在しない点

### ウ 相違点 9-3

20 本件発明は、「取得された前記データに基づき、前記アプリケーションの処理により前記サービスを登録」(構成要件 D) するのに対し、乙 9 発明においては、「アプリケーション (Music Station) により音楽コンテンツをダウンロードする」ものの、これが「取得された前記データに基づ(く)」ものか明らかではない点

25

### エ 相違点 9-4

本件発明は、「登録された前記サービスに関する情報を生成」（構成要件E）するのに対し、乙9発明は、このような構成を備えるか明らかではない点

オ 相違点9-5

5 本件発明は、「前記アプリケーションによりコマンドが処理されることで生成される前記サービスに関する情報の表示を制御する」(構成要件F)のに対し、乙9発明は「生成される音楽コンテンツのプレイリストに関する情報の表示を制御する」ものの、これが「アプリケーションによりコマンドが処理されることで」生成されるものか明らかではない点

10 (3) 相違点についての検討

本件発明と乙9発明との間には、上記のように実質的な相違点が存するから、新規性を欠く旨の被告の主張には理由がない。また、これらの相違点に係る主張立証はなく、進歩性を欠く旨の被告の主張にも理由がない。なお、本件発明の構成要件Fに関する構成は、本件発明の課題の解決に密接した構成であり、乙9発明がこのような構成を欠く上、このような構成を採用できたことを動機付けるような開示や示唆も存在しない以上、進歩性を欠く旨の被告の主張は、そもそも成り立たない。

14 争点2-6（サポート要件違反の有無）について  
(被告の主張)

20 (1) 本件発明は、「アプリケーション」に含まれる「サービス」を表示するためのものであり、上記「サービス」は、アプリケーションに含まれるものであることを前提としている。他方で、被告プログラムにおいて、d払いは、被告プログラムと連携することで利用可能となるサービスであり、被告プログラムに含まれるサービスではない。仮に、本件発明が、d払いというサービスを被告プログラムに連携させることで利用可能とする態様を、その技術的範囲に含むというのであれば、本件発明が解決しようとする課題（所定の

情報を管理する装置内の情報を、その情報を閲覧するためのビューワで正確に閲覧できる）とは全く関係のない態様にまで権利範囲を拡張することになるから、本件発明は「当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲」を超えて拡張されることになる。

5           また、本件明細書等には、「アプリケーション」には含まれていないが、「アプリケーション」と連携されることで利用されるサービスを想定した記載は存在しない。そのため、仮に、本件発明が、d 払いというサービスを被告プログラムに連携させることで利用可能とする態様を、その技術的範囲に含むというのであれば、発明の詳細な説明に記載されていない発明にまで、  
10       本件発明の技術的範囲を拡張することになる。

したがって、本件発明はサポート要件に違反する。

- (2) 本件明細書【0079】では「リーダライタ202からCLF224を経由して、UICC222にサービス登録データ431を渡すことが出来る。」ことが示されており、ユーザが「セキュリティコード」等を入力すること等は全く想定されていない。しかしながら、原告は、前記4のとおり、被告プログラムにおいては、d 払いを登録するためにユーザの操作を要する態様となっているにもかかわらず、本件発明の構成要件Dを充足すると主張する。このような解釈は、「前記アプリケーションの処理により前記サービスを登録する」という用語を不当に拡張解釈するものであって、「特許請求の範囲  
15       に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明」にまで技術的範囲を拡張するものである。したがって、この点においても、本件発明はサポート要件に違反する。

(原告の主張)

- (1) 否認ないし争う。
- 25       (2) 被告は、本件発明における「アプリケーション」と「サービス」の提供主体が一致していなければならないことを前提に、本件発明がサポート要件に

違反する旨主張する。しかしながら、本件発明が想定するサービスは、クレジット会社が主体となって提供するクレジットサービスや、例えばＪＲ等の交通各社が主体となって提供するトランスポート系のサービスを含んでおり、本件発明は、これらのサービスと連携するために必要なデータを他の装置から取得してサービスを登録し、アプリケーションでサービスを提供することを実現するものである。このような技術思想は、本件明細書【００３０】等の開示からも裏付けられるところである。特に、提供主体が異なるサービスでは、データ構成が様々であるため、サービス提供主体ごとに異なる方法によってアプリケーションに登録されると正しく表示できないという課題が存在したところ、本件明細書の開示に従って、既存のインフラを用いてサービスの登録を行うことで正しく表示ができる点に本件発明の意義が存在する。そうすると、上記のような本件発明の技術的意義に鑑みても、被告プログラムが、被告とは別の主体である訴外ドコモが主体として提供するd払いサービスと連携し、被告プログラム上でd払いサービスが提供できることは、本件明細書において、本件発明が解決しようとする課題として実質的に開示されているところであり、サポート要件違反には当たらない。

- (3) 被告は、「前記アプリケーションの処理により前記サービスを登録する」という用語について、ユーザの操作を要する態様を含むような解釈はサポート要件に違反する旨主張するが、前記４のとおり、本件発明は、ユーザによる情報入力を排除するものではなく、被告の主張には理由がない。

#### 第４ 当裁判所の判断

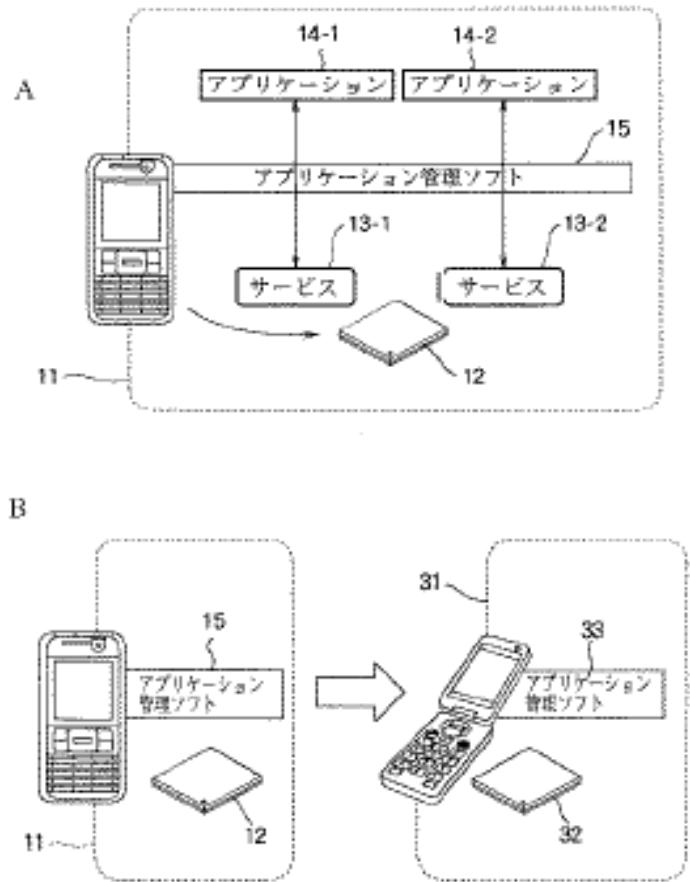
##### １ 本件発明の内容

証拠（甲２）によれば、本件明細書等には、次のとおりの記載があることが認められる。

##### (1) 背景技術

「携帯電話機が普及し、携帯電話機でさまざまなサービスが提供されている。図1 Aを参照するに、携帯電話機11には、チップ12が組み込まれており、このチップ12に、サービス13-1やサービス13-2が書き込まれている。また、サービス13-1をユーザに提供する際の処理は、アプリケーション14-1が行い、サービス13-2をユーザに提供する際の処理は、アプリケーション14-2が行うように構成されている。」（【0002】）

【図1 A、B】



「アプリケーションは、携帯電話機上のソフトウェアに書き込まれる一連の実行可能なモジュールであり、チップ上に書き込まれるサービスとは異なる。携帯電話機には、非特許文献1に示すMIDP 2.0仕様に準拠した製品であればアプリケーション管理ソフト（AMS：Application Management Software）が、非特許文献2に示すMIDP 1.0仕様に準拠した製品であれば同様の機能を持つJAM（Java（登録商標）Application Manager）が搭載されており、携帯電話に搭載されるアプリケーションの管理を行っている。ここでの管理とは、アプリケーションのダウンロード、インストール、削除といった一連の状態遷移を保持していることを指す。」（【0003】）

「アプリケーション管理ソフト15は、まず、アプリケーション14-1が携帯電話機にインストールされた事を管理し、さらにアプリケーションが



5

サービス 1 3 - 1 をチップ内に生成した際には、その情報も関連付けて管理する。同様にアプリケーション 1 4 - 2 がインストールされた後にサービス 1 3 - 2 をチップ内に生成した場合、その情報について関連付けを行う。例えば、アプリケーション管理ソフト 1 5 は、アプリケーション 1 4 - 2 を削除する場合、関連付けられているサービス 1 3 - 2 を事前に削除する処理を必要とする。」（【0 0 0 4】）

10

「ここで図 1 B に示すように、ユーザが携帯電話機 1 1 から携帯電話機 3 1 に変えるときを考える。例えば、携帯電話機 3 1 を購入する際、その購入した店で、携帯電話機 1 1 から携帯電話機 3 1 へのデータの移行のサービスが行われる。携帯電話機 1 1 のチップ 1 2 に記憶されているサービス 1 3 - 1 やサービス 1 3 - 2 （以下、個々にサービス 1 3 - 1, 1 3 - 2 を区別する必要がない場合、単にサービス 1 3 と記述する。他も同様の記述とする）は、携帯電話機 3 1 のチップ 3 2 に移行される。また、アプリケーション管理ソフト 1 5 の情報も、アプリケーション管理ソフト 3 3 に移行される。しかしながら、チップ 1 2 で管理されていない携帯電話機上のアプリケーション 1 4 は、携帯電話機 3 1 に移行されない。」（【0 0 0 5】）

15

20

「携帯電話機 3 1 のアプリケーション管理ソフト 3 3 は、チップ 3 2 に記憶されているサービス 1 3 があるが、それに対応するアプリケーション 1 4 がないと、ユーザにサービス 1 3 に対応するアプリケーション 1 4 をダウンロードするように指示するメッセージを携帯電話機 3 1 のディスプレイ上に表示させる。ユーザが、そのメッセージに対する処理として、アプリケーション 1 4 をダウンロードすることで、新しい携帯電話機 3 1 でも、サービス 1 3 を利用できる状態となる。」（【0 0 0 6】）

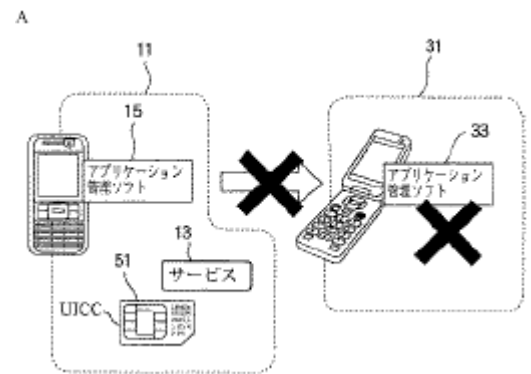
## (2) 発明が解決しようとする課題

25

「上記したように、現状、チップ 1 2 でサービス 1 3 が管理され、アプリケーション管理ソフト 1 5 （3 3）でアプリケーション 1 4 との対応付けな

どが行われているが、サービス 13 を U I C C (Universal Integrated Circuit Card) に記憶して管理することが考えられる。図 2 A に示すように、携帯電話機 11 の U I C C 51 にサービス 13 が記憶されている状態のとき、携帯電話機 11 から U I C C 51 が外され、別の携帯電話機 31 に、その U I C C 51 が装着されると、携帯電話機 31 でサービス 13 が利用できるようになることが好ましい。」

【図 2 A】

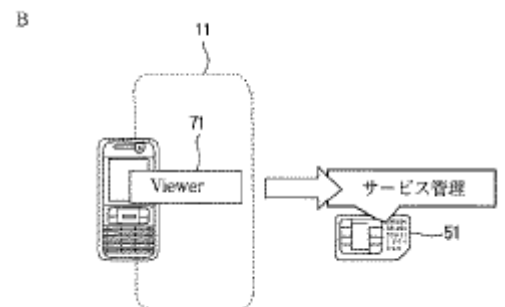


(【0008】)

「この場合、U I C C 51 に記憶されているサービス 13 などは、差し込まれた携帯電話機 31 側に移行されることになるが、アプリケーション管理ソフト 15 の情報は、アプリケーション管理ソフト 33 には移行されない。その結果、アプリケーション管理ソフト 15 で行われていた処理を、アプリケーション管理ソフト 33 で行うことができず、結果として、U I C C 51 に記憶されているサービス 13 が利用できない可能性がある。」 (【0009】)

「そこで、図 2 B に示すように、携帯電話機 11 に、ビューワ (Viewer) 71 を設けることが考えられる。このビューワ 71 は、各携帯電話機が備え、U I C C 51 が管理しているサービスなどを閲覧できるように構成される。例えば、携帯電話機 11 に装着されていた U I C C 51 が外されて、携帯電話機 31 に装着された場合、携帯電話機 31 もビューワ 71 を備えているため、そのビューワ 71

【図 2 B】



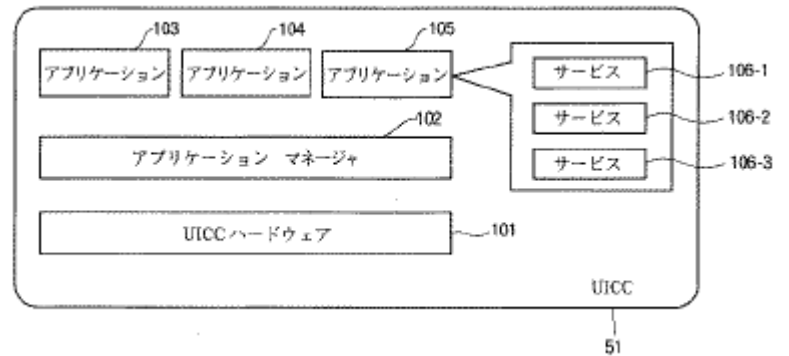
により、U I C C 51 で管理されているサービスを閲覧することができる。」

(【0010】)

「…アプリケーション

103は、例えば、クレジットカードの機能を実現するサービスを提供するためのアプリケーションである。アプリケーション104は、例えば、交通機

【図3】



関に乗り降りするときの料金の支払いなどのときに用いられるトランスポート系のサービスを提供するためのアプリケーションである。」(【0012】)

「アプリケーション105は、総合サービスを提供するためのアプリケーションであり、サービス106-1、サービス106-2、サービス106-3を提供する。例えば、サービス106-1は、クレジットの機能を実現するサービスであり、サービス106-2は、トランスポート系のサービスを提供するサービスであり、サービス106-3は、クーポンを提供するサービスである。」(【0014】)

「…アプリケーション105は、サービス106-1乃至106-3を提供するが、ビューワ71は、UICC内のアプリケーションマネージャ102上に登録されているアプリケーション103乃至105しか認識できず、アプリケーション105が提供するサービス106-1乃至106-3までも認識して、その情報をユーザに提示することができない。」(【0016】)

「本発明は、このような状況に鑑みてなされたものであり、例えば、UICCなどの所定の情報を管理する装置内の情報を、その情報を閲覧するためのビューワで正確に閲覧できるようにし、かつそのための更新を既存のインフラを用いて行えるようにするものである。」(【0017】)

### (3) 発明を実施するための形態

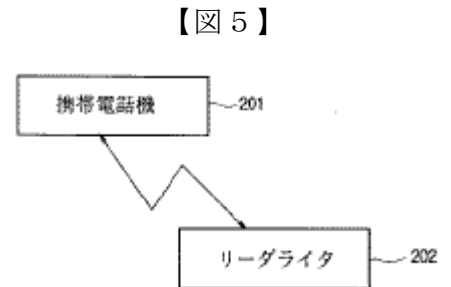
「[システムについて]

図5は、本発明が適用されるシステムの一実施の形態の構成を示す図である。図5

に示したシステムは、携帯電話機201とリー

ダライタ202から構成される。携帯電話機201とリーダライタ202は、非接触により通信を行う。ここでは携帯電話機201

として説明を続けるが、リーダライタ202と通信を行い、何らかのデータを保持するICカードなどにも本発明を適用することができる。」（【0026】）



「[携帯電話機201の構成について]

図6は、携帯電話機201の内部構成を示す図である。携帯電話機201は、ホスト221、UICC（Universal Integrated Circuit Card）222を含み、ホスト221とUICC222は、UART（Universal Asynchronous Receiver Transmitter）223でデータの授受を行えるように接続されている。また、携帯電話機201とリーダライタ202との非接触な通信を制御するCLF（Contactless Frontend）224も、携帯電話機201は含む構成とされている。」【0027】

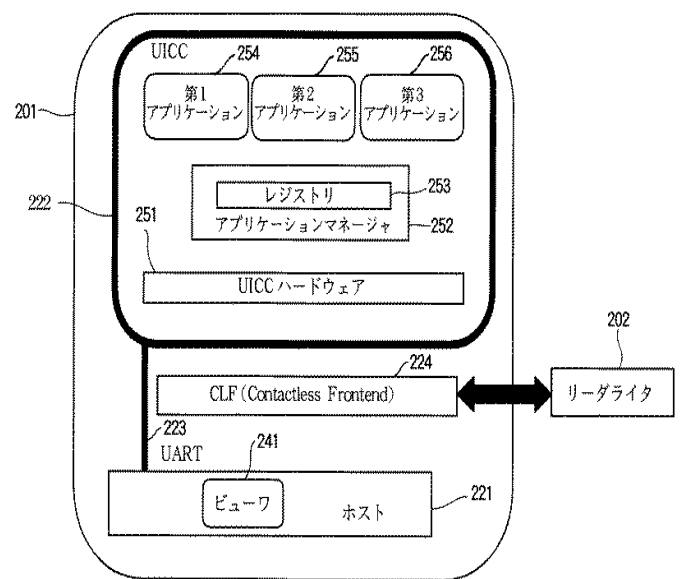
「また例えば、第3アプリケーション256は、総合サービスを提供するためのアプリケーションである。後述するように、第3アプリケーション256は、クレジットの機能を実現するサービス、トランスポート系のサービス、クーポンを提供するサービスなど、複数のサービスを提供するためのアプリケーションである。図6には図示していないが、図14を参照して後述するように、UICC222にサービスが追加で登録されることがあり、UICC222は、登録されたサービスを記憶し、管理する機能も有する。各アプリケーションは、アプリケーションマネージャ252によって、管理さ

れるものであるが、同じ実行環境で管理される事に限定されない。一例として、アプリケーションマネージャ252がJava Card™を搭載し、1つのアプリケーションがソフトウェアにより実現されていても、他のアプリケーションが、ROMの工場出荷時に書き込まれている場合や、別チップとして提供される場合もあり得る。」（【0030】）

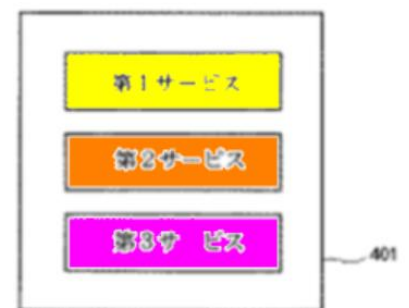
「…図6に示したように、UICC 222で、第1アプリケーション254、第2アプリケーション255、および第3アプリケーション256が管理されているとき、ビューワ241による処理が実行されると、例えば、図12に示すような画面がユーザに提供される。画面とは、例えば、携帯電話機201のディスプレイ401に表示される画面のことである。」（【0074】）

「図12に示すようにビューワ241は、アプリケーションマネージャ252が認識した第1アプリケーション254、第2アプリケーション255、第3アプリケーション256を認識する。そしてビューワ241は、第1アプリケーション254が提供するサービスの名称である"第1サービス"、第2アプリケーション255が提供するサービスの名称である"第2サービス"、および第3アプリケーション256が提供するサービスの名称である"第3サービス"を、ディスプレイ401に表示させ

【図6】



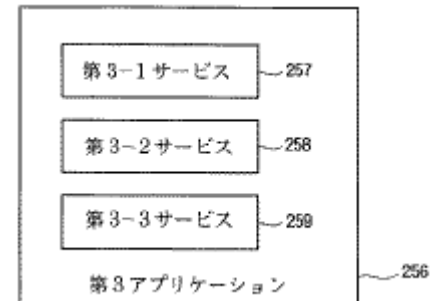
【図12】



る。」（【0075】）

「第3アプリケーション256は、総合サービスであり、図13に示すように複数のサービスを提供できる。すなわち、図13に示した例では、第3アプリケーション256は、第3-1サービス257、第3-2サービス258、および第3-3サービス259を提供できるように構成されている。」（【0076】）

【図13】



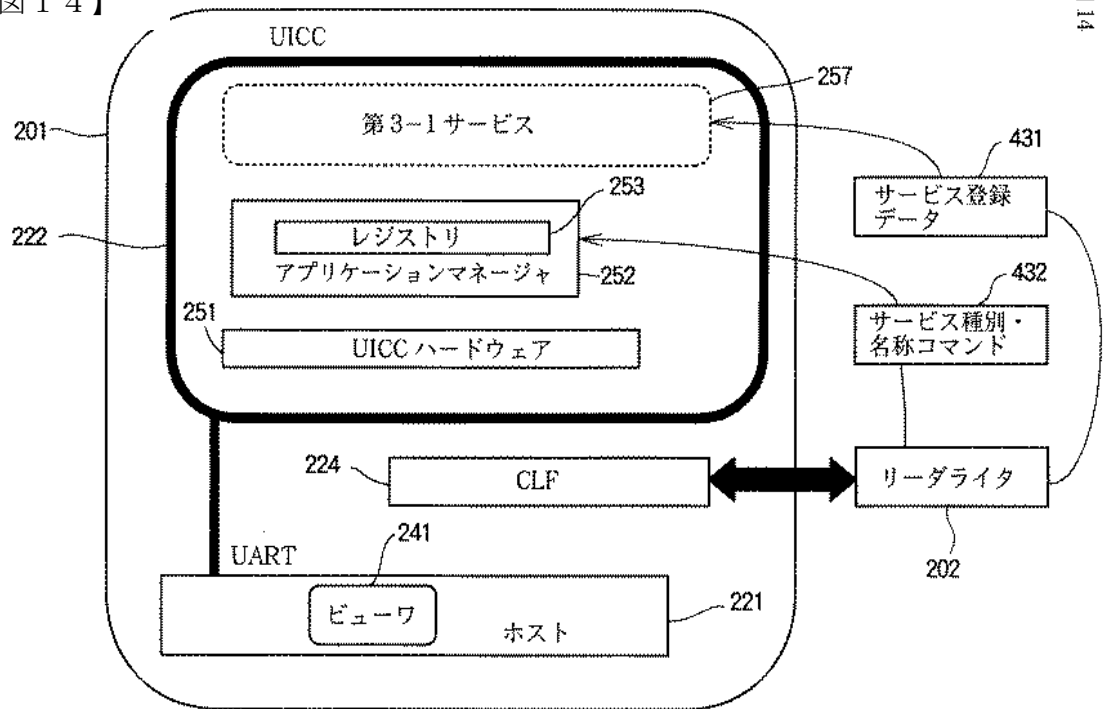
「このように、第3アプリケーション256が、第3-1サービス257、第3-2サービス258、および第3-3サービス259を提供できる場合であっても、ビューワ241は、アプリケーションマネージャ252上に登録されている第1アプリケーション254、第2アプリケーション255、第3アプリケーション256しか認識できず、第3-1サービス257、第3-2サービス258、および第3-3サービス259までも認識して、その情報をユーザに提示することができない。」（【0077】）

「これは、レジストリ253で、登録されているサービスの情報が管理されているからである。ここで、アプリケーションやサービスの登録について説明する。」（【0078】）

「図14に示すように、UICC222に第3-1サービス257が登録されていない状態（登録されていないことを示すために、図14においては、点線で示す。またアプリケーションなどは図示していない）のときに、第3-1サービス257を登録する際、UICC222の外部から、サービスを登録するためのデータ431が送信される。サービスを登録するためのデータは、サービス登録データとする。このサービス登録データ431は、第3-1サービス257を登録するためのものである。このようなサービス登録データ431によるサービスの登録は、現状でも行われているインフラを用

いて行うことができる。図14を使って説明すると、リーダライタ202からCLF224を経由して、UICC222にサービス登録データ431を渡すことが出来る。または、ホスト221からUARTを経由して、UICC222にデータを渡すことも可能である。」（【0079】）

【図14】



「しかしながら、サービス登録データ431で第3-1サービス257を登録しても、アプリケーションマネージャ252のレジストリ253には、第3-1サービス257の情報は登録されない。そのため、そのようなサービスが登録されたことが認識できない。よって、レジストリ253で管理されている情報を更新するために、サービス種別や名前を登録するための処理が行われる必要がある。」（【0080】）

「例えば、サービス種別・名前コマンド432をアプリケーションマネージャ252に対して送信し、アプリケーションマネージャ252での管理情報（レジストリ253内の情報）を更新する必要がある。この場合、第3アプリケーション256には、第3-1サービス257が含まれること（新た

に登録されたこと)を、サービス種別・名前コマンド432でアプリケーションマネージャ252のレジストリ253に登録する必要がある。」(【0081】)

5 「既存のインフラをできる限り生かしつつも、ビューワ241で、個々のサービスが閲覧できるようにするためには、上記したように、サービス登録データ431とサービス種別・名称コマンド432をそれぞれ送信してサービス名を登録することが考えられる。…」(【0083】)

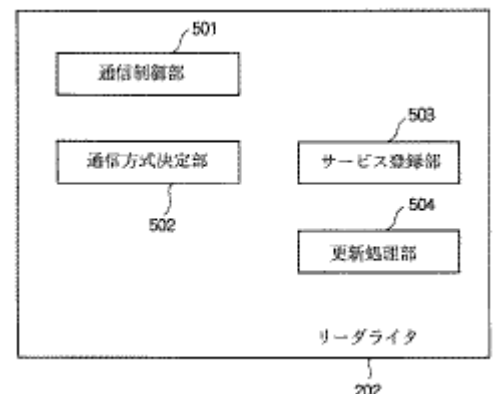
10 「図7乃至11を参照して説明したように、第1アプリケーション254、第2アプリケーション255、第3アプリケーション256のそれぞれは、複数の通信路によりアクセス可能である。第3アプリケーション256は、通信路351乃至354(図9)があるため、例えば、通信路351で、第3-1サービス257を登録し、通信路352で、レジストリ253の情報を更新することができる。」(【0084】)

15 「このようなことを可能にするためには、リーダライタ202が、携帯電話機201に対して登録や更新の処理を実行するとき、どの通信路を用いて登録を行い、どの通信路を用いて更新を行うかを判断し、その判断に基づき、適切なコマンド、例えば、選択した通信路に適合したプロトコルのパケットでのコマンドを生成する必要がある。」(【0085】)

「[リーダライタの構成について]

20 そこで、リーダライタ202は、図15に示すような機能を有する構成とされる。すなわち、リーダライタ202は、通信制御部501、通信方式決定部502、サービス登録部503、および更新処理部504を備える。通信制御部501は、所定のアプリケーション(例えば、第3アプリケ

【図15】





ーション 256) と、アプリケーションで提供されるサービス（例えば、第 3-1 サービス 257) を管理するアプリケーションマネージャ 252 を備える UICC 222 との非接触な通信を制御する。」 (【0086】)

5 「通信方式決定部 502 は、UICC 222 に対して所定のサービスの登録を行うときの通信方式と、レジストリ 253 に対する更新を行うときの通信方式をそれぞれ決定する処理を行う。」 (【0087】)

10 「サービス登録部 503 は、通信方式決定部 502 により決定された通信方式で、UICC 222 に所定のサービスを登録するためのコマンドの生成などを実行する。更新処理部 504 は、通信方式決定部 502 により決定された通信方式で、UICC 222 のレジストリ 253 で管理されている情報を更新するためのコマンドの生成などを実行する。」 (【0088】)

## 2 争点 1-1 (「前記アプリケーションで提供されるサービス」〔構成要件 B〕の充足性) について

### (1) 「前記アプリケーションで提供されるサービス」の意義

15 本件発明の構成要件 B は、「前記アプリケーションで提供されるサービスに関する情報を管理し」と規定しているところ、本件発明の構成要件は、その他に「アプリケーション」と「サービス」の内容及び関係を規定するものではない。そして、本件明細書等は、「アプリケーション」と「サービス」の内容及び関係につき、「アプリケーション 103 は、例えば、クレジットカードの機能を実現するサービスを提供するためのアプリケーションである。」 (【0012】)、

20 「アプリケーション 105 は、総合サービスを提供するためのアプリケーションであり、サービス 106-1、サービス 106-2、サービス 106-3 を提供する。例えば、サービス 106-1 は、クレジットカードの機能を実現するサービスであり、サービス 106-2 は、トランスポート系のサービスを提供するサービスであり、サービス 106-3 は、クーポンを提供するサービスである。」 (【0014】)、

25 「第 3 アプリケ

5

ーション256は、総合サービスを提供するためのアプリケーションである。後述するように、第3アプリケーション256は、クレジットの機能を実現するサービス、トランスポート系のサービス、クーポンを提供するサービスなど、複数のサービスを提供するためのアプリケーションである。」（【0030】）と記載されていることが認められる。

10

本件発明の構成要件の上記規定及び本件明細書等の上記記載によれば、構成要件Bにいう「アプリケーション」は、複数のサービスを提供するものであり、構成要件Bにいう「前記アプリケーションで提供されるサービス」は、機能を実現するものである以上、アプリケーション自体がクレジット機能、クーポン機能その他の機能そのものを提供するものに限られると解するのが相当である。

## (2) 被告プログラムの充足性

15

前記前提事実に加え、証拠（甲5ないし10、14）及び弁論の全趣旨によれば、被告プログラムは、G o P a yというタクシー料金の決済機能を備えており、G o P a yは、d払いと連携することによって初めてd払いを利用することができるようになること、他方、d払いは、訴外ドコモが提供する決済機能であり、タクシーを利用した際にその利用したタクシー料金に限り利用することができるにとどまり、これ以外の場面では決済手段として使用することができないこと、以上の事実が認められる。

20

上記認定事実によれば、被告プログラムにおけるd払いは、タクシー料金の個別の支払ごとにその都度利用されるにとどまるものであるから、被告プログラム自体がd払いという決済機能そのものを提供するものとはいえない。

したがって、被告プログラムは、本件発明の構成要件Bにいう「前記アプリケーションで提供されるサービス」を充足するものとはいえない。

25

## (3) 原告の主張に対する判断

原告は、本件発明の特許請求の範囲の文言上「提供するサービス」という

記載にはなっていないから、「サービス」の提供主体と「アプリケーション」の提供主体とが法的に同一主体でなければならないという限定はなく、本件明細書等【0030】の記載によれば、各サービスが様々な主体によって提供されるものであることは、当業者のみならず一般人にとっても技術常識に属する事項であるから、アプリケーションと各サービスが異なる法的主体によって提供される場合も当然に含まれるものである旨主張する。

しかしながら、本件発明の構成要件は、「アプリケーション」と「サービス」の内容及び関係を一義的に規定するものではないから、本件明細書等を参酌しない限り、その関係等が明らかにならないことは、上記において説示したとおりである。そして、本件明細書等のうち、「アプリケーション」と「サービス」の内容及び関係につき記載した部分（【0012】、【0014】、【0030】）を参酌すれば、「アプリケーション」は、総合サービスを提供するものであり、構成要件Bにいう「前記アプリケーションで提供されるサービス」は、アプリケーション自体がクレジット機能、クーポン機能その他の機能そのものを提供するものに限られると解するのが相当であるから、タクシー料金の個別の支払ごとにその都度利用されるd払いを含むものではないと解するのが相当である。

したがって、サービスの提供主体の同一性についていう原告の上記主張は、充足性の判断を左右するものとはいえず、採用することができない。

20 3 充足論に関するその余の争点（争点1－2ないし争点1－5）について

前記2のとおり、本件発明にいう「サービス」とは、アプリケーションで「提供」される機能をいうところ、被告プログラムは、d払いを「提供」するものとはいえない。したがって、原告の主張は、上記において説示したところを踏まえると、いずれも採用することができない。

25 4 争点2－1－3（乙1－3発明に基づく新規性、進歩性の有無）について

前記2及び3のとおり、被告プログラムは、本件発明の構成要件を充足しな

いから、本件発明の技術的範囲に属するものとはいえず、その余の争点を判断するまでもなく、原告の請求は理由がないことになる。もっとも、本件の事案に鑑み、本件の中核的争点の一つである争点2-1-3に限り、念のため、以下簡潔に判断を示しておくこととする。

5 (1) 乙1文献及び乙5報道資料には、以下の記載等が存在する。

ア 乙1文献

「マクドナルドの新商品など、おすすめ情報をいち早くチェックできたり、マクドナルドで使える割引クーポン『かざすクーポン』をダウンロードして使ったりすることができます。」

10 「『かざすクーポン』のご利用は、『トクするケータイサイト』への会員登録後、アプリからお好みのクーポンを選択・設定し、マクドナルドの店頭で設置されている読み取り機にかざしてご利用ください。」

イ 乙5報道資料

15 「『かざすクーポン』とは、マクドナルドがドコモ、The JVと協力して、2008年5月から外食産業初のサービスとして展開している携帯電話向けアプリケーション『トクするアプリ』を活用したクーポンです。」

「利用方法：『トクするアプリ』を立ち上げると、サーバーから配信されてくる『かざすクーポン』を受け取ることができます。配信された『かざすクーポン』の中から購入したいクーポンと数量を選択しておサイフケ



ータイをレジ横のリーダーライターにかざすだけで、オーダーがレジに反映される仕組みです。」

(2) 乙 1－3 発明の内容

前記(1)の記載に加え、証拠（乙 1、5）及び弁論の全趣旨によれば、乙 1－3 発明は、i モード対応携帯電話に、i モードサイトからダウンロードして使用する i アプリの一つであるマクドナルドトクするアプリに関するものであること、同アプリにおいては、メニュー画面において、「スタンプサービス」、「サポートサービス」のほか「クーポンを選ぶ」、「選んだクーポン」という選択画面が表示されており、「クーポンを選ぶ」を選択すると、サーバから最新のクーポン（かざすクーポン）がダウンロードされること、その中から利用したいクーポンを選択し、利用クーポンを決定した場合には、マクドナルドの店頭には設置されている読み取り機に、上記携帯電話に表示されている当該クーポンをかざして、これを利用することができることが認められる。

以上を踏まえると、乙 1 文献及び乙 5 報道資料には、乙 1－3 発明の構成として、次の各構成が開示されていると認めるのが相当である。

a 1 3''：携帯電話に、「マクドナルドトクするアプリ」を記憶し、

b 1 3''：「マクドナルドトクするアプリ」で提供される各種クーポンを選択・設定することができる割引サービス（かざすクーポンサービス）に関する情報を管理し、

c 1 3''：サーバからダウンロードした上記各種クーポンを登録するためのデータを取得し、

d 1 3''：上記データに基づき、「マクドナルドトクするアプリ」の処理により上記各種クーポンを登録し、

e 1 3''：上記各種クーポンに関する情報を生成し、

f 1 3'''：上記各種クーポンに関する情報の表示を制御する

g 1 3' : ステップを含む処理を実行させるためのプログラム。

(3) 対比

ア 本件発明と乙 1－3 発明を対比すると、本件発明の「コンピュータ」、  
「所定のアプリケーション」が、乙 1－3 発明における「携帯電話」及び  
「マクドナルドトクするアプリ」に相当することは、当事者間に争いがい  
ない。

また、本件発明の特許請求の範囲及び本件明細書等（【0014】）の  
記載によれば、本件発明の「前記アプリケーションで提供されるサービス」  
には、クレジットの機能を実現するサービス、トランスポート系のサービ  
ス、クーポンを提供するサービスが含まれると解するのが相当である。

これを乙 1－3 発明についてみると、前記(1)及び(2)のとおり、乙 1－3  
発明において、マクドナルドトクするアプリは、各種クーポンを選択・設  
定できる割引サービスを提供する機能を有することが認められ、このよう  
な機能は、本件発明における「サービス」と同一の構成であると解するの  
が相当である。そうすると、本件発明における「前記アプリケーションで  
提供されるサービス」とは、マクドナルドトクするアプリにおいて、各種  
クーポンを選択・設定できる割引サービス(かざすクーポンサービス機能)  
に相当するものといえる。

これに対し、原告は、乙 1－3 発明における「かざすクーポン」サービ  
ス機能が本件発明における「アプリケーションで提供されるサービス」に  
相当する場合には、マクドナルドトクするアプリ自体に当初から「かざす  
クーポン」サービス機能が含まれているから、他の装置から「かざすクー  
ポン」サービス機能を登録するためのデータを取得するものとはいえない  
旨主張する。

そこで検討するに、本件明細書（【0019】、【0020】、【00  
21】、【0079】等）の記載によっても、本件発明における「登録」

（構成要件C、D、E）を明確に定義する記載は認められず、技術常識及び弁論の全趣旨を踏まえても、上記にいう「登録」は、アプリケーションがサービスの提供を実現可能にするという意味として理解するのが相当である（同旨をいうものとして原告技術説明会資料26頁）。

5           これを乙1－3発明についてみると、上記において説示したとおり、乙1－3発明のマクドナルドトクするアプリが、本件発明にいう「アプリケーション」に相当し、乙1－3発明の「かざすクーポン」サービス機能が、本件発明にいう「アプリケーションで提供されるサービス」に相当するところ、サーバから配信される各種クーポンデータは、「かざすクーポン」  
10           サービス機能の提供を実現可能にするためのデータであるから、サーバから配信される各種クーポンデータは、「前記サービスを登録するためのデータ」（構成要件C）に相当するものと認めるのが相当である。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

イ   以上によれば、本件発明と乙1－3発明には、以下の相違点が存在し、  
15           その余は一致するものと認められる。

（相違点1－3－1）

本件発明は、「前記アプリケーションによりコマンドが処理されることで」、「前記サービスに関する情報」が「生成される」ものである（構成要件F）のに対し、乙1－3発明では、このような構成がないこと。

20           (4) 相違点1－3－1の容易想到性

前記(1)に加え、証拠（乙1、5）及び弁論の全趣旨によれば、乙1－3発明におけるクーポンを選択・設定するという画面の表示について、「コマンドが処理されることで生成される」旨の開示はないものの、乙1－3発明によれば、かざすクーポンで選択・設定された「クーポン」は、携帯電話の画面に表示されるのであるから、当該表示データは、アプリの利用者がクーポン  
25           を選択する操作に基づき生成されていると認めるのが相当である。

そうすると、乙 1－3 発明に接した当業者は、乙 1－3 発明に「コマンドが処理されることで生成される」という記載がないとしても、上記操作をコマンドに置き換えて上記画面を表示させる構成を容易に想到することができるといえる。

5           したがって、乙 1－3 発明に接した当業者が乙 1－3 発明から出発して相違点 1－3－1 の構成に至ることは、容易であるといえる。

(5) 小括

以上によれば、本件発明は、乙 1－3 発明に基づき進歩性を欠くものといえる。

10           なお、原告は、乙 1－3 発明に関する無効主張のうち、予備的主張については時機に後れた主張であって却下されるべきである旨主張するが、これにより訴訟の完結を遅延させるものとはいえず、上記主張は採用の限りではない。

5   その他

15           その他に、原告の主張及び提出証拠を改めて検討しても、原告は、本件発明にいう「アプリケーション」と「サービス」の内容及び関係を正解するものとはいえず、この点を中核的争点として実施された技術説明会（専門委員 3 名参加）の結果を踏まえても、原告の主張は、いずれも採用することができない。

第 5   結論

20           よって、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第 4 0 部



---

中 島 基 至

5

裁判官

---

武 富 可 南

10

裁判官

---

坂 本 達 也

(別紙)

被告プログラム目録

「GO タクシーが呼べるアプリ 旧MOV<sub>×</sub>JapanTaxi」

5

以上

(別紙)

特許権目録

- |       |       |                                  |
|-------|-------|----------------------------------|
| (1)   | 発明の名称 | 情報処理装置、情報処理方法、並びにプログラム           |
| (2)   | 出願番号  | 特願 2 0 1 5 - 2 3 8 2 4 0 号       |
| 5 (3) | 出願日   | 平成 2 7 年 ( 2 0 1 5 年 ) 1 2 月 7 日 |
| (4)   | 原出願日  | 平成 2 2 年 ( 2 0 1 0 年 ) 6 月 2 8 日 |
| (5)   | 登録日   | 平成 2 9 年 ( 2 0 1 7 年 ) 4 月 2 1 日 |
| (6)   | 特許番号  | 特許第 6 1 2 8 4 0 2 号              |

以上

(別紙)

被告プログラム説明書（原告の主張）

1 被告プログラムの構成

(1) 機種変更が行われていないときの被告プログラムの構成

5 A' : 被告プログラムは、ユーザのスマートフォンに、アプリである被告プログラムを記憶させる処理を実行する。

B' : 被告プログラムは、前記被告プログラムで提供される、G O P a y に登録される支払サービス（d 払い）に関する情報を管理する処理を実行させる、

10 C' : 被告プログラムは、d 払い用サーバから受信した前記 d 払いサービスを登録するためのデータ（セキュリティコード及び／又は承諾番号）を取得する処理を実行させる

D' : 被告プログラムは、取得された前記セキュリティコード及び／又は承諾番号に基づき、前記被告プログラムの処理により前記 d 払いサービスを登録する処理を実行させる

15 E' : 被告プログラムは、登録された前記サービス（d 払い）に関する情報を生成する処理を実行させる

F' : 被告プログラムは、前記アプリケーション（被告プログラム）によりコマンドが処理されることで生成される前記サービス（d 払い）に関する情報の表示を制御する

20 （なお、被告プログラムは、コンピュータプログラムである以上、別紙被告プログラム説明書に記載した各画面遷移が、被告プログラムにおけるコマンド処理によって実現されていることは当然である。）

G' : 被告プログラムは、A' ないし F' のステップを含む処理を実行させるためのプログラムである。

(2) 被告プログラムの説明（甲 3、4）

被告プログラムは、G o o g l e P l a y や A p p S t o r e 等で配信される、いわゆる、「アプリ」であり、被告プログラムをインストールしたユーザの情報端末装置（スマートフォン）に対して、以下の動作を実行させるものである。

App Storeプレビュー

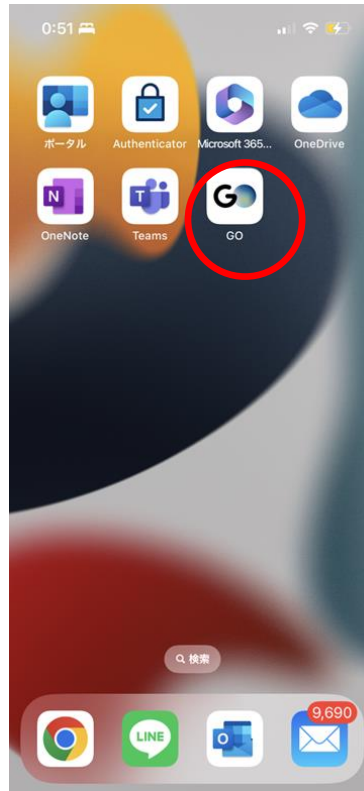


【甲 3、App Storeにおける被告プログラムの画面】



【甲 4、G o o g l e P l a y における被告プログラムの画面】

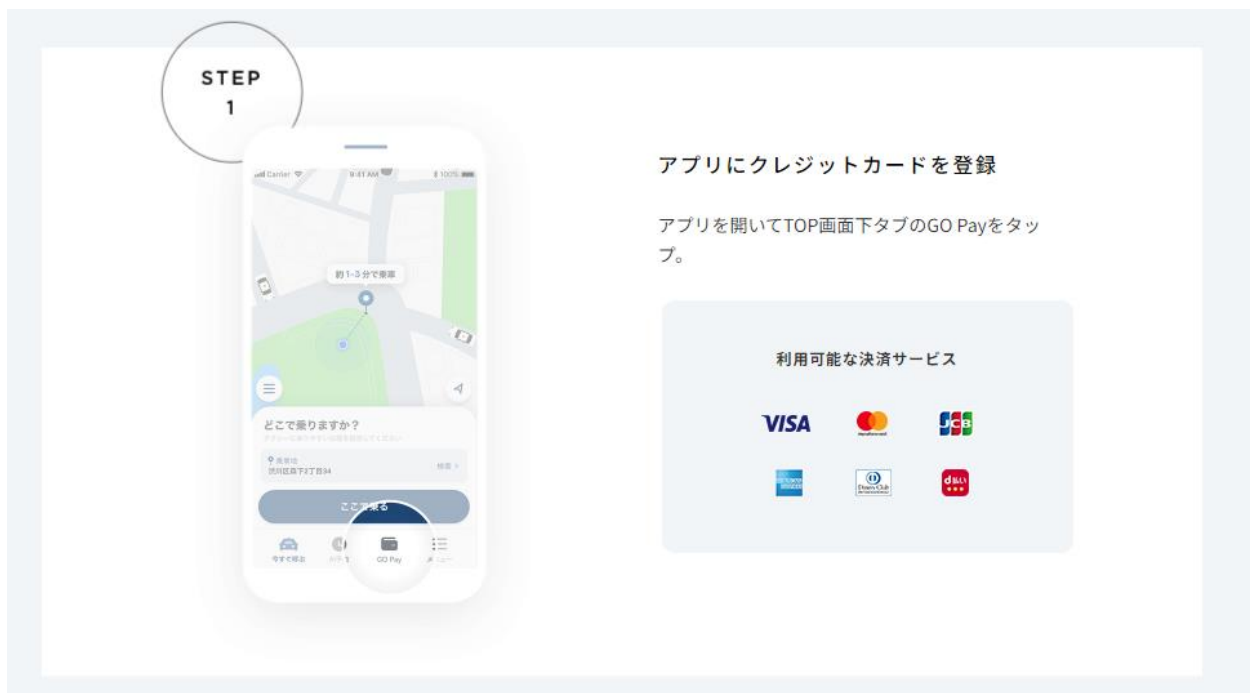
ユーザが、G o o g l e P l a y や A p p S t o r e 等から上記被告プログラムをスマートフォンにダウンロードすると、被告プログラム（GOアプリ）がユーザのスマートフォンに記憶される。



5 【写真1：スマートフォンホーム画面にGOアプリが追加された様子（赤丸は強調）】

5

被告プログラム（GOアプリ）では「GO Pay」と呼ばれるサービスを利用することが可能であり、ユーザはタクシー乗車の支払決済手段として、クレジットカード及び／又は「d払い」（ネットショッピングや街の店で利用できる決済サービスであり、NTTドコモの携帯回線を保有するユーザであれば、支払いを月々の携帯電話料金と合算できる。）を登録することが可能である。



【甲5、被告ウェブサイトより】

10

被告プログラムにおいて、ユーザがタクシー料金の決済手段としてd払いを利用できるようにするためには、「GO」アプリとユーザのdアカウントとを連携する必要がある（甲6ないし8）ところ、「GO」アプリでの「d払い」登録が未了の場合における、「GO」アプリにおけるdアカウント連携方法は次の①～⑨で示されるとおりである。

15

①「GO」アプリのトップ画面右下の「GO Pay」アイコンから、ユーザが

「支払い方法」、「変更」を押すと、「支払い方法一覧」画面へと遷移する。  
この場面において、ユーザは、さらに、「+支払い方法を追加」を選択する  
(写真2～4)。

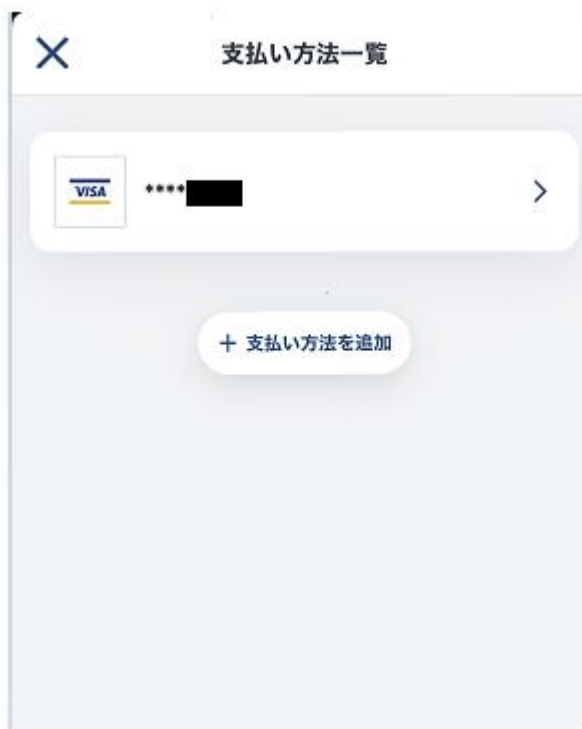


5 【写真2：被告ウェブサイト（甲5）より。アプリトップ画面に「GO Pay」が表示】





【写真 3 : 「支払い方法」 「変更」が表示される（個人情報ハマスキング）】



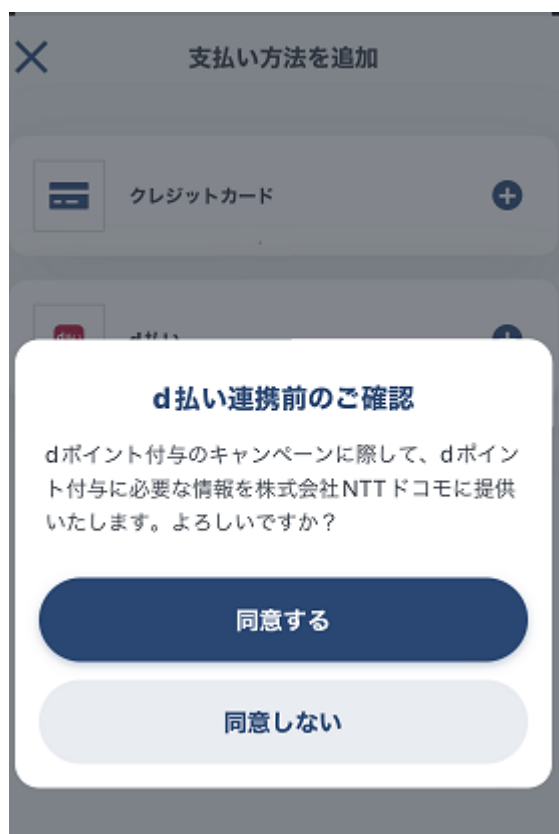
【写真 4 : 「支払い方法一覧」画面（個人情報ハマスキング）】

- ② 「支払い方法を追加」画面に進み、「d払い」を登録する（写真5）



【写真5：「支払い方法を追加」画面】

- ③「d 払い連携前のご確認」と題するページに遷移するので「同意する」を選択する（写真 6）



【写真 6：「d 払い連携前のご確認」画面】

- ④「d払いの利用承諾」と題する画面に遷移し、NTT DoCoMo からセキュリティコードが送付されてくる（写真 7 及び 8）。

**d払いの利用承諾**

**2段階認証** dアカウント

安全にご利用いただくため、下記の宛先に2段階認証用のセキュリティコードを送信しました。ご確認の上、セキュリティコードを入力してください。  
※セキュリティコードの送信先を連絡先メールアドレスに設定していても、SMSに送信される場合があります。

**セキュリティコード送信先**  
\*\*\*\*\* [REDACTED]

[⇒セキュリティコードが届かない場合](#)

**セキュリティコード** 必須

[REDACTED]

☒ **信頼できる端末(ブラウザ等)として登録する**  
※登録すると、今お使いの端末(ブラウザ等)に限り、次回以降セキュリティコードの入力が省略されます。

**端末(ブラウザ等)登録名** 登録する場合は必須  
※登録後は、登録名の変更はできません。  
※全角で10文字、半角で20文字まで入力可能です。

iOSアプリ

**ログイン**

© 2023 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

【写真 7：「d払いの利用承諾」画面（個人情報にはマスキング）】

NTT DOCOMO

ND

[セキュリティコード] 4848  
[有効期限] 05/15 23:58...

安全にご利用いただくため、下記の宛先に2段階認証用のセキュリティコードを送信しました。ご確認の上、セキュリティコードを入力してください。  
※セキュリティコードの送信先を連絡先メールアドレスに設定していても、SMSに送信される場合があります。

**セキュリティコード送信先**  
\*\*\*\*\*

[⇒セキュリティコードが届かない場合](#)

**セキュリティコード** 必須

☒ **信頼できる端末(ブラウザ等)として登録する**  
※登録すると、今お使いの端末(ブラウザ等)に限り、次回以降セキュリティコードの入力が省略されます。

**端末(ブラウザ等)登録名** 登録する場合は必須  
※登録後は、登録名の変更はできません。  
※全角で10文字、半角で20文字まで入力可能です。

iOSアプリ

ログイン

© 2023 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

【写真8：セキュリティコードの送付（個人情報ハマスキング）】

- ⑤送付されてきたセキュリティコードを入力し、「ログイン」ボタンを押す（写真9）

×

d払いの利用承諾

2段階認証

dアカウント

安全にご利用いただくため、下記の宛先に2段階認証用のセキュリティコードを送信しました。ご確認の上、セキュリティコードを入力してください。  
※セキュリティコードの送信先を連絡先メールアドレスに設定していても、SMSに送信される場合があります。

セキュリティコード送信先

\*\*\*\*\*

[⇒セキュリティコードが届かない場合](#)

セキュリティコード

必須

4848

☒信頼できる端末(ブラウザ等)として登録する

※登録すると、今お使いの端末(ブラウザ等)に限り、次回以降セキュリティコードの入力が省略されます。

端末(ブラウザ等)登録名

登録する場合は必須

※登録後は、登録名の変更はできません。  
※全角で10文字、半角で20文字まで入力可能です。

iOSアプリ

ログイン

© 2023 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

【写真9：セキュリティコードの入力及びログイン（個人情報ハマスキング）】

- ⑥ 上記⑤の「d 払いの利用承諾」画面における「ログイン」押下後に遷移した「d 払いの利用承諾」画面において、決済情報として NTT DoCoMo の sp モードパスワードを入力すると、「承諾完了」の表示とともに、「承諾番号」が表示される（写真 1 0 及び 1 1）。

✕ **d 払いの利用承諾**

にご確認ください。  
[詳細はこちら](#)

◆システムメンテナンスのお知らせ

随時決済 電話料金合算払い

お支払い方法を変更する

¥ 決済詳細

ご請求先携帯電話：XXX-XXXX-XXXXXXXX

spモードパスワード入力

● ● ● ●

spモードパスワード設定をされていない場合は、「0000」になります。

[ネットワーク暗証番号で認証する](#)

承諾する

5

【写真 1 0 : s p モードパスワード入力画面】



【写真 1 1 : 「d 払いの利用承諾」画面（承諾完了）】



- ⑦ 上記⑥（写真１１）で「次へ」ボタンをクリックすると、GO Pay の「支払い方法一覧」画面に「d 払い」が追加される（写真１２）。



- ⑧ 上記⑦「支払い方法一覧」（写真１２）において「d払い」をクリックすると、「dポイントキャンペーン」、「dアカウント」、「連携済み」として「dアカウントの連携が完了しました」との表示がなされる（写真１３）



5 【写真１３：「dポイントキャンペーン」「dアカウント」「連携済み」画面】

- ⑨ 上記完了後、GOアプリトップページにおいて「メニュー」を押した後、「支払い方法」を押すと、クレジットカード及びd払いからなる支払い方法が一覧される（写真14～16）。



5

【写真14：アプリトップページにおいて「メニュー」を選択】



【写真 1 5 : 「メニュー」画面において「支払い方法」を選択】



【写真 1 6 : 「支払い方法一覧」画面】

## 2 ユーザにおいてスマートフォンの機種変更が行われた場合における被告プログラムの構成（甲 9， 10）

### (1) 被告プログラムの構成

A”：被告プログラムは、ユーザのスマートフォン（機種変更前）に、アプリで  
ある被告プログラムを記憶させる処理を実行する（甲 9、写真 1 等）。

B”：被告プログラムは、機種変更前のユーザのスマートフォンにおいて、前記  
被告プログラムで提供される、G O P a y に登録される支払サービス（d 払  
い）に関する情報を管理する処理を実行させる（甲 9、写真 1 2 や 1 6 等）

C”：被告プログラムは、機種変更前のユーザのスマートフォンにおいて、d 払  
い用サーバから受信した前記 d 払いサービスを登録するためのデータ（セキ  
ュリティコード及び／又は承諾番号）を取得する処理を実行させる（甲 9、  
写真 7、8 及び 1 1 等）

D”：被告プログラムは、機種変更前のユーザのスマートフォンにおいて、取得  
された前記セキュリティコード及び／又は承諾番号に基づき、前記被告プロ  
グラムの処理により前記 d 払いサービスを登録する処理を実行させる（甲 9、  
写真 1 2、1 3 及び 1 6 等）

E”：被告プログラムは、機種変更前のユーザのスマートフォンにおいて、登録  
された前記サービス（d 払い）に関する情報を生成する処理を実行させる

F”：被告プログラムは、機種変更後のユーザのスマートフォンにおいて、前記  
アプリケーション（被告プログラム）によりコマンドが処理されることで生  
成される前記サービス（d 払い）に関する情報の表示を制御する（甲 10、  
写真 1 1 参照）

（なお、被告プログラムは、コンピュータプログラムである以上、別紙被告プ  
ログラム説明書に記載した各画面遷移が、被告プログラムにおけるコマンド  
処理によって実現されていることは当然である。）

G”：被告プログラムは、A”～F”のステップを含む処理を実行させるためのプ

プログラムである。

## (2) 被告プログラムの説明

5 スマートフォンの機種変更を行った場合に、機種変更前の端末及び機種変更後の端末それぞれにおける被告プログラムの支払い方法一覧の表示は、以下のとおりである（なお、個人情報については、一部マスキング・モザイク化している）。

### 機種変更前の端末における G O 社アプリの支払い方法一覧



10

【写真 1：機種変更前端末における G O 社アプリ支払い方法一覧画面】

② 機種変更後の端末においてG O社アプリをインストールする



【写真 2：機種変更後端末におけるG O社アプリインストールの様子】

- ③ 以下の操作によって従前の機種変更前のスマートフォンにおけるGO社アプリのデータが引き継がれる



- 5 【写真3：機種変更前のスマートフォンにおいてアカウントを保持する者が機種変更後のスマートフォンに対してアカウントログイン情報を入力する画面】





【写真 4：機種変更後端末の G O 社アプリに対して G O 社アプリアカウントのログイン情報を入力する様子】



【写真 5 : G O 社アプリのアカウント情報に登録された電話番号宛に認証コードが送付される】



【写真6：写真5に続き認証コードが送付されてきた画面】



【写真 7：送付されてきた認証コードを入力する】



【写真 8：認証コードの入力によって認証する】

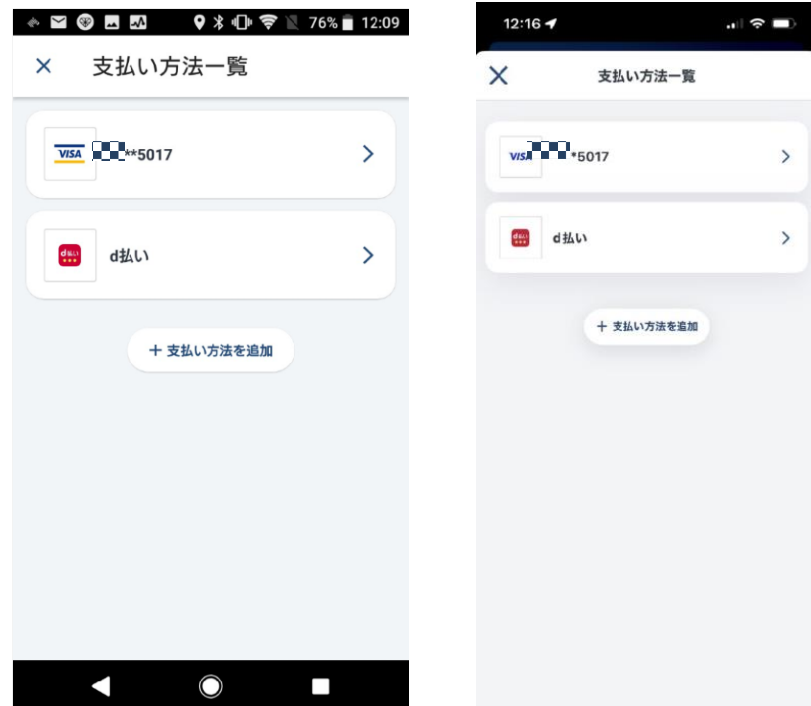


【写真 9 : 「ご登録ありがとうございます」という画面が表示される】



【写真 1 0 : 機種変更前端末の G O 社アプリで登録されていたアカウント情報が機種変更後端末の G O 社アプリで復活している】

- ④ 機種変更後の端末においてG O社アプリの支払い方法一覧を確認すると機種変更前の端末において登録されていた支払い方法（写真11左）と同じ支払い方法が表示される（写真11右）



- 5 【写真11：機種変更後端末のG O社アプリで「支払い方法一覧」を確認すると、機種変更前端末のG O社アプリで登録されていた「支払い方法一覧」と同一の支払い方法が登録されている】

- ⑤ 機種変更前の端末のG O社アプリからはログアウトされる。



【写真 1 2：機種変更前端末のG O社アプリからログアウトされた様子】